

6 月 7 日 (月)

(第 1 日目)

令和4年第5回南関町議会定例会（第1号）

令和4年6月7日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

7番 杉 村 博 明 君

8番 井 下 忠 俊 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託について

日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について

(令和3年度南関町一般会計予算)

日程第6 報告第2号 事故繰越しの繰越報告について

(令和3年度南関町一般会計予算)

日程第7 議案第35号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(南関町税条例等の一部を改正する条例)

日程第8 議案第36号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第9 議案第37号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和3年度南関町一般会計補正予算(第8号))

日程第10 議案第38号 南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第39号 熊本市市町村総合事務組合同規約の一部変更について

日程第12 議案第40号 令和4年度南関町一般会計補正予算(第1号)について

日程第13 議案第41号 令和4年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第14 議案第42号 令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第15 議案第43号 令和4年度南関町下水道事業補正予算(第1号)について

日程第16 一般質問

① 3番議員 ② 1番議員 ③ 9番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 福 山 美 佳 君

2番 伊 藤 博 長 君

3番 矢 野 修 一 君

4番 西 田 恵 介 君

5番 北 原 浩一郎 君

6番 中 村 正 雄 君

7番 杉 村 博 明 君
9番 境 田 敏 高 君
11番 立 山 比呂志 君

8番 井 下 忠 俊 君
10番 山 口 純 子 君
12番 立 山 秀 喜 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 佐 藤 安 彦 君	副 町 長 大 木 義 隆 君
教 育 長 谷 口 慶 志 郎 君	総 務 課 長 坂 田 浩 之 君
税 務 住 民 課 長 東 田 彰 夫 君	ま ち づ く り 課 長 竹 崎 俊 一 君
福 祉 課 長 田 代 由 紀 君	健 康 推 進 課 長 良 田 和 彦 君
経 済 課 長 田 口 明 君	建 設 課 長 嶋 永 健 一 君
教 育 課 長 武 田 博 君	会 計 管 理 者 田 中 龍 城 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝 君 書 記 山 下 飛 鳥 君

開会 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。

ただいまから令和 4 年第 5 回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は御手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（立山秀喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、7 番議員、8 番議員を指名します。

—————○—————

日程第 2 会期決定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から 6 月 10 日までの 4 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 6 月 10 日までの 4 日間とすることに決定しました。

—————○—————

日程第 3 諸般の報告について

○議長（立山秀喜君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告の 1 点は、令和 4 年度町村議会議長、副議長研修会、及び県関係国会議員への要望についてです。本研修会は去る 5 月 30 日、東京国際フォーラムホール A で開催されました。内容については、東京大学名誉教授、大森彌氏、大正大学社会共生学部教授、江藤俊昭氏、上智大学法学部教授、三浦まり氏による順に、「町村議会のあるべき姿」「町村議会報酬について」「地方議会とハラスメント」の講演がありました。

翌日の 5 月 31 日は、ホテルグランドワーク半蔵門にて熊本県内町村議会正副議長により県関係国会議員へ要望書を提出しました。要望内容は、その一部の写しを御手元に配付しています。詳細は、資料を事務局に備え付けておりますので、省略します。

報告の第 2 点は、例月出納検査報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第 14 条の規定によって、監査委員繁松哲也君、立山比呂志君より、令和 3 年度、令和 4 年 2 月分、3 月分、4 月分、令和 4 年度 4 月分の出納検査結果についての報告がなされています。内容については、その写しを御手元に配付していますので、これを省略します。

—————○—————

日程第 4 陳情の委員会付託について

○議長（立山秀喜君） 日程第 4、陳情の委員会付託についてです。

閉会中に受理した陳情は、御手元に配りました陳情書の写しのとおりです。1件を所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

ここで町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長(佐藤安彦君) 皆様、改めましておはようございます。令和4年第5回南関町議会定例会の開会において、繰越明許費の繰越報告について、令和4年度補正予算案、その他諸議案のご審議をお願いするに当たり、一言ご挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

ここ数年は、全世界で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症や毎年発生している自然災害等により様々な活動にも支障が出ており、町民の皆様も本来の事業活動や地域での活動ができない厳しい状況が続いております。特に新型コロナウイルス感染症については、第6波は5波までとは異なり、感染者が増加する一定の期間が過ぎても感染者が減少しないような高止まりの状態が続き、ここ数日は減少しておりますが、更なる予防と対策が必要です。本町でも感染当初からは既に310人を超える方の感染が発生し、今年に入ってから260人を超えており、全ての年代の方が対象となっております。ワクチン接種においては、2回目までは全対象者の9割近くの方が接種を受けられておりましたが、3回目になると、65歳以下の方の接種率が55%ほどと、かなり低くなっておりますので、3回目未接種の方と4回目の接種の推進を図りたいと考えております。

今年も6月に入り、いよいよ梅雨入りの時期を迎えることとなりますが、今後は、町全域での豪雨災害や台風等への対策が必要なため、昨日は、関係機関や関係団体等の皆様方ご出席の中で、南関町防災会議を開催したところであります。私自身も、災害等はいつどこで発生するかわからないという考えを改めて、災害等は毎年発生するという考え方を持って、気を緩めることなく危機管理に当たっていきたいと思いますので、議員の皆様におかれましても、災害に対する体制の強化や住民の皆様に対する啓発の強化にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ここで一つだけ町の明るい情報をお知らせさせていただきます。去る5月26日、玉名地域振興局で開催された主要事業説明会の中で、玉名地域の県税の概要が報告され、荒玉地域の個人県民税収入率の推移で、南関町は平成30年度までは玉東町に次ぎ2番目の高さでしたが、令和元年度からは本町がトップとなり、令和2年度は98.9%という高さで、最下位の自治体とは3ポイント、2番目の玉東町にも1ポイントの差をつけて圧倒的にトップを維持しております。町では、税の公平公正な課税・徴収の観点からも担当課も一丸となって収納率の向上に努めた結果でありますので、今後も引き続き収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、現在の状況等も含めて、お話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、繰越明許費の繰越報告についてが1件、事故繰越しの繰り越し報告についてが1件、専決処分報告及び承認を求めることについてが3件、南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてが1件、熊本市町村総合事務組合規約の一部変更についてが1件、令和4年度南関町一般会計補正予算についてのほか各特別会計の補正予算についてが2件、令和4年度南関町下水道事業補正予算についてが1件を提案しています。

特に、一般会計補正予算は、当初予算が2月に執行された町長・町議選挙の関係で骨格予算となっており、今回の補正で5億5千万円ほどを追加しております。主な内訳としましては、総務課・デジタル推進費の「窓口申請書作成支援システム構築業務委託料」13,200千円、福祉課・社会福祉総務費の「非課税世帯等臨時特別給付金」15,753千円、建設課・単独事業の「改良舗装工事」40,000千円、県営事業負担金の「道路改築・河川改修事業負担金」24,500千円、地域振興対策費の「改良舗装工事」41,687千円、定住促進住宅管理費の「営繕工事」23,000千円、教育課・海洋センター施設費の「営繕工事」28,329千円などを増額し、一般会計の総額を6,170,527千円としているところであります。

ご審議のうえ、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。定例会開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） お諮りします。

日程第5、報告第1号から日程第15、議案第43号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、報告第1号から日程第15、議案第43号までの議案を一括上程することに決定しました。

議案は御手元に配付してあります。議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君）

それでは、日程第5、報告第1号から日程第15、議案第43号までの議案名を読み上げます。

「議案名朗読」

日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について
(令和3年度南関町一般会計予算)

日程第6 報告第2号 事故繰越しの繰越報告について
(令和3年度南関町一般会計予算)

日程第7 議案第35号 専決処分の報告及び承認を求めることについて、南関町税条例等の一部を改正する条例

日程第8 議案第36号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第9 議案第37号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度南関町一般会計補正予算(第8号))

日程第10 議案第38号 南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について

日程第12 議案第40号 令和4年度南関町一般会計補正予算(第1号)について

日程第13 議案第41号 令和4年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

について

日程第 14 議案第 42 号 令和 4 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第 1 号)

について

日程第 15 議案第 43 号 令和 4 年度南関町下水道事業補正予算(第 1 号)について

以上であります。

○議長（立山秀喜君） 配付漏れはありませんか。

〔 ありません 〕と呼ぶ者あり

○議長（立山秀喜君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 繰越明許費の繰越報告について、御説明を申し上げます。

令和 3 年度南関町一般会計歳出予算の経費を、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、令和 4 年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により御報告いたします。次ページ、繰越計算書により事業名と繰越額について説明いたします。2 款総務費は、3 項戸籍住民基本台帳費の住民記録システム改修事業として、237 万 6,000 円を繰越しております。住民記録システムの改修業務委託料でございます。3 款民生費は 1 項社会福祉費の非課税世帯臨時特別給付金給付事業として、6,435 万 5,000 円を繰越しております。非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に関わる時間外勤務手当、印刷製本費、通信費手数料、給付金でございます。5 款農林水産業費は、1 項農業費の農業用ため池ハザードマップ作成事業として 4,800 万円を繰越しております。農業用ため池ハザードマップ作成業務委託料でございます。5 款農林水産業費は、1 項農業費の情報収集等業務効率化支援事業として、40 万円を繰越しております。タブレット 10 台分の購入費用でございます。5 款農林水産業費は、2 項林業費の林道柿原線改良事業として 234 万 7,000 円を繰越しております。林道柿原線の登記委託料でございます。7 款土木費は、2 項道路橋梁費の道路新設改良事業として 3,338 万 5,000 円を繰越しております。社会資本整備総合交付金事業及び地域振興対策事業の工事請負費でございます。9 款教育費は 4 項社会教育費の発掘調査委託料として 697 万 4,000 円を繰越しております、上長田地区の圃場整備に伴う発掘委託料でございます。次ページをお願いします。10 款災害復旧費は 1 項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業（令和 2・3 年災）として、3 億 9,590 万 7,000 円を繰越しております。農地農業用施設の災害復旧費でございます。10 款災害復旧費は 1 項農林水産施設災害復旧費の林道施設災害復旧事業（令和 3 年災）として 2,080 万 8,000 円を繰越しております、林道の災害復旧工事費でございます。10 款災害復旧費は、2 項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業（令和 3 年災）として 6,163 万 1,000 円を繰越しております。河川等の災害復旧工事費でございます。以上で報告を終わります。

続きまして、報告 2 号、事故繰越しの繰越報告について御説明を申し上げます。

令和 3 年度南関町一般会計歳出予算の経費を、地方自治法第 220 条第 3 項の規定により、令和 4 年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により御報告いたします。次ページの繰越計算書により事業名と繰越額について、御説明します。8 款消防

費は1項消防費の防災行政無線整備事業として、2億6,323万8,538円を繰越しております。防災行政無線のデジタル化に伴う管理業務委託料と工事費でございます。10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業（令和2年災）として、2億2,478万9,642円を繰越しております。農地農業用施設の災害復旧費でございます。10款災害復旧費は、2項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業（令和2年災）として、8,485万5,000円を繰越しております河川等の災害復旧工事費でございます。以上で報告を終わります。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 第35号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて、御説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。次のページをお開きください。南関町専決第3号で、南関町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを、令和4年3月31日付で専決しております。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、町税条例についても一部を改正し、同日から施行する必要がありましたので、地方自治法の規定により専決処分をさせていただきました。それでは、次のページをお開きください。初めに、改正の概要につきまして説明を申し上げ、その後改正条文を説明させていただきます。概要としましてまず、個人住民税につきましては、住宅借入金等特別税額控除の特例期間の延長について、また、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を一致させること、その他、公的年金受給者等の扶養親族申告書に関わる規定の整備などであります。次に、固定資産税についてですが、商業地等に係る課税標準額の特例について、負担調整割合を軽減すること、その他、固定資産課税台帳の規定の整備であります。条例改正文について簡潔に御説明申し上げます。南関町条例第8号、南関町税条例等の一部を改正する条例の第1条がございまして、そこから改正文が続きまして、2枚めくっていただきまして、その中段に第2条としまして、個人住民税及び固定資産税について、冒頭改正の概要として、説明申し上げました旨を明記し、その他、項ずれの修正を行っております。そのページ、下段からは、今回の改正条例の附則でございます。第1条で施行期日を規定し、次のページ、第2条で、納税証明書に関する経過措置について、第3条で町民税に関する経過措置について、次のページ、第4条で、固定資産税に関する経過措置について明記しております。

以上で税条例の改正内容の説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第36号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて、御説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。次のページをお開きください。南関町専決第4号で、南関町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についてを、令和4年3月31日付で専決しております。今回の改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和4年2月18日に公布され、

同年4月1日から施行されることに伴い、町国民健康保険税条例についても一部を改正し、同日から施行する必要がありましたので、地方自治法の規定により専決処分をさせていただきました。それでは、次のページをお開きください。初めに改正の内容につきまして説明申し上げ、その後改正条文を説明させていただきます。まず内容としまして、保険税負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図る観点から、基礎課税額に係る賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものでございます。改正条文について御説明申し上げます。南関町条例第9号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の本文について、ただいま申し上げました旨を明記し、次の附則におきまして施行期日を規定しております。

以上で、国民健康保険税条例の改正内容の説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 第37号議案、専決処分の報告及び承認、承認を求めることについて御説明を申し上げます。令和3年度南関町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。次ページをお願いします。南関町専決第2号、令和3年度南関町一般会計補正予算について、令和3年度南関町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり調整することとする。令和4年3月31日専決。内容につきましては、令和3年度南関町一般会計補正予算書（第8号）で御説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,797万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7,638万3,000円とするものでございます。2ページをお開きください。2ページと3ページは歳入についての補正額の一覧でございます。2款地方譲与税は1項地方揮発油譲与税に42万9,000円を追加し、1,392万9,000円とし、2項自動車重量譲与税に282万7,000円を追加し、3,982万7,000円とし、4項森林環境譲与税を3万4,000円減額し、519万9,000円とし、総額を5,895万5,000円とするものです。3款利子割交付金は1項利子割交付金に6,000円を追加し、40万6,000円としております。4款配当割交付金は1項配当割交付金に84万2,000円を追加し、184万2,000円としております。5款株式等譲渡所得割交付金は1項株式等譲渡割交付金に348万4,000円を追加し、368万4,000円としております。6款法人事業税交付金は1項法人事業税交付金に715万1,000円を追加し、1,315万1,000円としております。7款地方消費税交付金は1項地方消費消費税交付金に2,235万5,000円を追加し、2億3,235万5,000円としております。8款ゴルフ場利用税交付金は1項ゴルフ場利用税交付金に179万円を追加し、879万円としております。9款環境性能割交付金は1項環境性能割交付金に86万8,000円を追加し、386万8,000円としております。10款地方特別交付金は、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に11万3,000円を追加し、8,542万5,000円とし、総額を9,234万9,000円としております。11款地方交付税は1項地方交付税に4,261万8,000円を追加し、22億9,235万2,000円としております。12款交通安全

対策特別交付金は1項交通安全対策特別交付金を23万5,000円減額し、105万円としております。

15款国庫支出金は1項国庫負担金に、102万6,000円を追加し、6億86万円とし、2項国庫補助金に412万4,000円を追加し、6億6,568万4,000円とし、総額を12億6,852万4,000円としております。16款県支出金は2項県補助金を1,437万3,000円減額し、6億4,080万7,000円とし、総額を9億3,940万5,000円としております。18款寄附金は1項寄附金を133万7,000円減額し、2億2,106万3,000円としております。19款繰入金は1項基金繰入金を558万4,000円減額し、1億7,210万円としております。22款町債は1項町債を1,810万円減額し、13億5,915万1,000円としております。補正前の歳入合計81億2,841万3,000円に、4,797万円を追加し、歳入合計を81億7,638万3,000円としております。4ページは歳出についての補正額の一覧でございます。2款総務費は、1項総務管理費に4,890万4,000円を追加し、21億451万円とし、総額を22億7,864万9,000円としております。3款民生費は1項社会福祉費及び2項児童福祉費の財源組替えでございます。4款衛生費は1項保健衛生費の財源の組替えでございます。5款農林水産業費は1項農業費の財源組替えでございます。6款商工費は1項商工費の財源組替えでございます。7款土木費は2項道路橋梁費及び4項住宅費の財源組替えでございます。8款消防費は1項消防費を38万7,000円減額し、2億5,056万6,000円としております。9款教育費は4項社会教育費の財源組替えでございます。10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費及び2項公共土木施設災害復旧費の財源組替えでございます。12款予備費は1項予備費を54万7,000円減額し、1,818万2,000円としております。

補正前の歳出合計81億2,841万3,000円に、4,797万円を追加し、歳出合計を81億7,638万3,000円としております。次のページは、繰越明許費の補正でございます。5款農林水産業費は1項農業費の情報収集等業務効率化支援事業を40万円追加しております。3款民生費は1項社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業を1,295万5,000円追加し、6,435万5,000円とし、7款土木費は、2項道路橋梁費の道路新設改良事業を1,037万3,000円減額し、3,338万5,000円とし、10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業を1,063万7,000円減額し、2億2,096万1,000円としております。

6ページをお開きください。地方債の補正でございます。限度額を道路橋梁整備事業につきましては、6,180万円とし、公営住宅等整備事業につきましては5,290万円とし、消防防災施設整備事業につきましては3,720万円とし、災害復旧事業費につきましては6,230万円とし、庁舎等建設事業につきましては、8億9,800万円としております。7ページから8ページまでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます9ページをお開きください。9ページから12ページまでは歳入についての説明でございますが、額の確定によるものです。13ページをお開きください。

13ページからは、歳出についての説明でございます。ほとんどが歳入額の確定による財源組替えによるものでございますが、2款総務費、1項総務管理費、6目財政調整基金費の2

4 節積立金で、9,000 万円を追加しております。これは、地方交付税、地方消費消費税交付金等の歳入が予算に対し、上ぶれたことによるものでございます。

18 目ふるさと寄附金費の24 節積立金でふるさとなんかん応援寄附金基金積立金を2,155 万円減額しております。旧石井邸住宅整備事業、町長にお任せ事業については積立てを行い、その他の子育て支援事業や移住定住促進事業等についてはそれぞれの事業へ財源を振り分けております。15 ページ中段の8 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費の17 節備品購入費を38 万7,000 円減額しております。事業費の減によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） 第38 号議案、南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明を行います。南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由としましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する必要があるためでございます。次のページをご覧ください。南関町工場等設置奨励条例におきまして、固定資産税の不均一課税の適用見込みがなくなったため、条例の一部を次のように改正するものです。第1 条中「若しくは不均一課税、」を削り、第3 条第1 項中「いずれかに」を「いずれにも」に改め、同項第1 号中「第1 条第1 項第3 号」を「第1 条第3 号」に改め、「有し、かつ、これを当該事業のように供したことに伴って増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）の数が5 人を超えるものを有する工場」を「有する工場等」に改め、同項第2 号を次のように改めるものです。第2 号としまして、当該事業の用に供することに伴って増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）の数が5 人を超える工場等、と規定するものです。また、第4 条の見出し中、「又は不均一課税」を削り、同条中「前条第1 項第1 号に該当する」を「前条第1 項に規定する」に改め、「行い同条同項第2 号に該当する適用工場等を有する者に対しては、固定資産税の税額の100 分の50 に相当する額を減ずるものとする」を「行うものとする」に改め、「又は不均一課税」を削る。と規定するものです。附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 第39 号議案、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由は、熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第290 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。熊本県市町村総合事務組合規約中、別表第1 及び別表第2 中、小国町外一カ町公立病院組合を「小国郷公立病院組合」に改めるものでございます。また、附則でこの規約は地方自治法第286 条第1 項の規定による熊本県知事の許可があった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合規約の規定は令和4 年4 月1 日から適用するとしております。

以上で提案理由説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第40号議案、令和4年度南関町一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,185万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,052万7,000円とするものでございます。2ページをお開きください。歳入でございます。

14款使用料及び手数料は1項使用料に25万6,000円を追加し、9,137万6,000円とし、予算総額を1億976万4,000円とするものです。15款国庫支出金は1項国庫負担金に460万1,000円を追加し、4億8,149万8,000円とし、2項国庫補助金に2億8,750万7,000円を追加し、4億3,026万2,000円とし、予算総額を9億1,455万2,000円とするものです。16款県支出金は2項県補助金に820万9,000円を追加し、2億610万2,000円とし、3項県委託金に85万3,000円を追加し、2,000飛び飛び、4万1,000円とし、予算総額を5億413万7,000円とするものです。17款財産収入は1項財産運用収入に3万2,000円を追加し、85万4,000円とするものです。19款繰入金は1項基金繰入金に6,194万5,000円を追加し、2億3,252万9,000円とするものです。21款諸収入は4項雑入に2,115万5,000円を追加し、3,143万2,000円とし、予算総額を4,676万4,000円とするものです。

22款町債は1項町債に1億6,730万円を追加し、5億3,370万円とするものです。歳入合計は補正前の額56億1,866万9,000円に補正額5億5,185万8,000円を追加し、61億7,052万7,000円とするものです。3ページをお願いします。歳出でございます。1款議会費は1項議会費に29万5,000円を追加し、8,043万2,000円とするものです。2款総務費は1項総務管理費に6,153万7,000円を追加し、7億7,126万3,000円とし、2項徴税費を1,087万6,000円減額し、9,509万9,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費に105万8,000円を追加し、4,654万円とし、4項選挙費に185万6,000円を追加し、1,517万4,000円とし、予算総額を9億3,424万1,000円とするものです。3款民生費は1項社会福祉費に1,231万2,000円を追加し、12億8,641万4,000円とし、2項児童福祉費に1,195万6,000円を追加し、5億2,186万円とし、予算総額を18億827万4,000円とするものです。4款衛生費は1項保健衛生費に3,155万5,000円を追加し、2億9,903万9,000円とし、3項水道費に1万円を追加し、695万1,000円とし、予算総額を5億4,415万9,000円とするものです。5款農林水産業費は、1項農業費に4,516万9,000円を追加し、3億4,096万5,000円とし、2項林業費に100万円を追加し、2,425万2,000円とし、予算総額を3億6,521万7,000円とするものです。6款商工費は1項商工費に9,724万7,000円を追加し、1億8,160万8,000円とするものです。7款土木費は1項土木管理費に7万9,000円を追加し、7,934万9,000円とし、2項道路橋梁費に1億7,955万円を追加し、3億2,464万8,000円とし、4項住宅費に5,101万2,000円を追加し、7,100万10万6,000円とし、5項下水道費を30万減額し、9,071万9,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費に84万9,000円を追加し、4,546万9,000円とし、予算総額を6億2,881万1,000円とするものです。8款消防費は1項消防費を172万2,000円減額し、2億7,254万2,000円とする

ものです。4ページをお開きください。9款教育費は1項教育総務費に53万4,000円を追加し、6,238万7,000円とし、2項小学校費に981万9,000円を追加し、1億7,625万1,000円とし、3項中学校費に489万5,000円を追加し、5,778万8,000円とし、4項社会教育費を51万円減額し、1億635万1,000円とし、5項保健体育費に5,031万8,000円を追加し、1億3,213万3,000円とし、予算総額を5億3,491万円とするものでございます。10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費に403万7,000円を追加し、403万8,000円とし、予算総額を1,325万7,000円とするものです。12款予備費は1項予備費に17万8,000円を追加し、1,242万4,000円とするものです。歳出合計は補正前の額、56億1,866万9,000円に補正額5億5,185万8,000円を追加し、61億7,052万7,000円とするものです。5ページ第2表は地方債の補正の追加変更でございます。追加分は、公営住宅等整備事業の限度額を1,720万円とし、社会教育施設整備事業の限度額を2,250万円とするものです。変更分は、補正後の限度額を申し上げます。道路橋梁整備事業の限度額を1億9,690万円とし、学校教育施設整備事業の限度額を4,200万円とし、消防防災施設整備事業の限度額を2,190万円とするものです。6ページと7ページは歳入歳出予算事項明細の総括表でございます。8ページをお開きください。歳入の内訳でございます。この主なものについて御説明いたします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費国庫負担金に、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金として、460万1,000円を追加しております。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,931万6,000円を追加しております。2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金に住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業費補助金1,575万3,000円、3節児童福祉費国庫補助金に低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金700万円、その他事務補助金119万2,000円を追加しております。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費国庫補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として2,432万5,000円を追加しております。4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費国庫補助金に社会資本整備総合交付金として3,267万円、2節住宅費国庫補助金に社会資本整備総合交付金として、990万円を追加しております。5目消防費国庫補助金、1節消防費国庫補助金に消防防災施設整備費補助金として548万6,000円を追加しております。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の1節農業費県補助金に、新規就農者育成総合対策補助金として794万5,000円を追加しております。10ページになります。19款繰入金、1項基金繰入金は1目1節財政調整基金繰入金に6,100万円、14目1節ふるさと南関応援寄附金基金繰入金に94万5,000円を追加しております。21款諸収入、4項雑入、1目1節過年度収入に、県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金として1,196万6,000円、2目4節雑入のふるさとゆかりの偉人マンガ製作と活用事業助成金として300万円、コミュニティ助成事業助成金として520万円を追加しております。12ページをお願いします。歳出の内訳でございます。それぞれの2節給料、3節職員手当等の人件費は、4月の人事異動に伴うものでございます。それ以外の主なものについて御説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、

7目企画費の12節委託料にコミュニティ施設（うから館）活用基本計画策定業務委託料700万円、18節負担金補助及び交付金に南関町住民提案型事業補助金500万円を追加しております。12目電子計算費、12節委託料に収納効率化・電子化対応委託料1,432万5,000円、ホームページリニューアル業務委託料880万円、窓口申請書作成支援システム構築業務委託料1,320万円を追加しております。少し飛びまして16ページ下段になります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金に非課税世帯臨時特別給付金1,400万円を追加しております。17ページ中段になります。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金に低所得子育て世帯生活支援特別給付金700万円を追加しております。18ページ中段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料に、予防接種委託料984万6,000円、コールセンター業務委託料986万1,000円、集団接種会場運営業務委託料512万1,000円、集団接種委託料、68万6,000円を追加しております。19ページをお願いします。中段の5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金に農業高度化推進事業費補助金200万円、水稲防除事業費補助金1,549万6,000円、農業用燃油価格高騰対策事業費補助金510万円を追加しております。下段9目農村広場施設費、12節委託料に農村広場、擁壁改修の設計業務委託料として371万3,000円を追加しております。20ページ中段、2項林業費、2目林業振興費、18節負担金補助及び交付金に竹材利用拡大推進事業補助金を予算組替えにより68万円減額し、新たに竹材利用継続支援事業補助金168万円を追加しております。21ページになります。6款1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金になんかんトッパ商品券交付金4,550万円、南関巡ってお得シールラリー事業補助金1,500万円、マルシェ開催事業補助金300万円、なんかん泊まって応援キャンペーン事業宿泊助成金1,050万円を追加しております。3目観光費、12節委託料に、観光スマートガイド事業委託料263万3,000円、10目公園管理費、12節委託料に大津山公園遊具交付金施工委託料561万円を追加しております。22ページになります。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、14節工事請負費に維持工事費1,950万円、3目道路新設改良費、12節委託料に道路橋梁測量設計委託料1,668万9,000円を追加し、14節工事請負費を、社交金の内示により1億1,432万2,000円追加しております。24ページをお願いします。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、12節委託料に第四小学校屋内屋外トイレ改修設計業務委託料として343万3,000円を追加しております。26ページをお願いします。5項保健体育費、2目学校給食センター費、14節工事請負費に営繕工事として、調理上、舗装工事など942万4,000円、3目海洋センター施設費、12節委託料に、北原白秋マンガ製作委託料386万1,000円、電気設備改修設計業務委託料203万5,000円、14節工事請負費に営繕工事として、電気設備改修工事2,629万4,000円、4目ふれあい広場費、17節備品購入費にふれあい広場屋外遊具、591万9,000円を追加しております。27ページになります。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費、12節委託料に災害復旧工事に伴う地質調査委託料として403万7,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　ここで、説明の途中ですが、１０分間の休憩をとります。

—————○—————

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１０分

—————○—————

○議長（立山秀喜君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。建設課長。

○建設課長（嶋永健一君）　第４１号議案、令和４年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。１ページをお願いします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ１万円を追加し、それぞれの総額を６９９万５,０００円とするものでございます。２ページをお開きください。歳入でございます。５款繰入金は１項一般会計繰入金に１万円を追加して５３９万３,０００円とし、歳入総額を６９９万５,０００円とするものでございます。３ページは歳出でございます。１款総務費は１項総務管理費に１万円を追加して、４９７万３,０００円とし、歳出総額を６９９万５,０００円とするものでございます。４ページと５ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。６ページをお願いします。歳入について説明いたします。５款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金に１万円を追加し、繰入金総額を５３９万３,０００円とするものでございます。７ページは歳出でございます。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に１万円を追加し、４９７万３,０００円とするものでございます。これは、コンビニ収納導入に伴い、各会計収納割当て分を委託料に含むものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第４２号議案、令和４年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。１ページをお願いします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ８４万９,０００円を追加し、それぞれの総額を１億５,６７１万３,０００円とするものでございます。２ページをお開きください。歳入でございます。５款繰入金は１項一般会計繰入金に８４万９,０００円を追加して、４,５４６万９,０００円とし、歳入総額を１億５,６７１万３,０００円とするものでございます。３ページは歳出でございます。１款総務費は、１項総務管理費に１１万円を追加して、５,３５８万１,０００円とし、２款事業費は１項浄化槽整備推進事業費に２,０００円を追加し、７,４６０万１,０００円とし、３款公債費、１項公債費に７３万７,０００円を追加し、２,８３３万１,０００円とし、歳出総額を１億５,６７１万３,０００円とするものでございます。４ページと５ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。６ページをお願いいたします。歳入についての説明でございます。５款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金に８４万９,０００円を追加し、繰入金総額を４,５４６万９,０００円とするものでございます。７ページは歳出でございます。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に１１万円を追加し、５,３５８万１,０００円とするものでございます。これはコンビニ収納導入に伴い、各会計収納割当て分を委託料に含むものでございます。２款事業費、１項浄化槽整備推進事業費、１目浄化槽建設費に２,０００円を追加し、７,４６０万１,０００円とするものでございます。職員の人事異動に伴い、職

員手当等の組替えによるものでございます。3款公債費、1項公債費、1目元金に67万円を追加し、2,619万6,000円とし、2目利子に6万7,000円を追加し、213万5,000円とし、総額を2,833万1,000円とするものでございます。公営企業会計移行に向けた委託料の借入れによる地方債の元金償還金と利子償還金でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第43号議案、令和4年度南関町下水道事業補正予算（第1号）について御説明いたします。1ページをお願いします。総則第1条、令和4年度南関町下水道事業の補正予算（第1号）は次に定めるところによるものでございます。収益的収入及び支出、第2条は、令和4年度南関町下水道事業予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず収入でございます。第1款下水道事業収益は、既決予定額から30万円を減額し、総額1億1,498万7,000円とするものでございます。内訳としまして、第1項営業収益は、既決予定額から9万9,000円を減額し、3,704万7,000円とし、第2項営業外収益は既決予定額から20万1,000円を減額し、7,794万円とするものでございます。この収益的収入の補正につきましては、職員の人事異動に伴い、職員の手当等が減となったことで、一般会計より繰り入れる負担金及び補助金を減額するものでございます。次に支出でございます。第1款下水道事業費用は、既決予定額から30万円を減額し、総額1億4,640万8,000円とするものでございます。内訳としまして、第1項営業費用は、既決予定額から30万円を減額し、計の1億3,676万9,000円とするものでございます。これにつきましては職員の人事異動に伴う職員手当等を40万円減額し、コンビニ収納導入に伴い、各会計収入、収納割当て分を10万円を追加するものでございます。第2項営業外費用及び第3項予備費については、補正はございません。2ページをお願いいたします。議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費、第3条予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費は、既決予定額から40万円を減額し、598万4,000円とするものでございます。他会計からの補助金、第4条予算、第9条中の、3,294万9,000円を3,274万8,000円に改めるものでございます。これは収益的収入で、一般会計より繰り入れる負担金及び補助金の減額によるものでございます。3ページ以降は、補正予算実施計画書及び予定貸借対照表でございます。

以上で説明は終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

日程第16 一般質問

○議長（立山秀喜君） 日程第16、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。3番議員の質問を許します。

3番議員。

○3番議員（矢野修一君）

皆様、改めましておはようございます。3番議員の矢野でございます。早速ですね、一般質問をさせていただきます。今回はですね、3点でございます。まず、質問事項1点目、農業関係の助成についてでございます。1、危険木の伐採については、令和4年度から住宅への倒木被害での助成金が交付されますが、近年、水田、畑周囲のですね、杉等が大木になり

まして、そのおかげで、収量が減少するなど、多く見られます。つきましてはですね、農業経営安定のためにも、支援策をですね、行う必要があると思いますが、その取組みについてお尋ね申し上げます。

続きましてですね、農業の災害復旧対策についてでございます。令和2年7月の水害、また、令和3年の8月の大雨での水害がですね、南関町でも発生し、ここ2年間だけ見ても、かなりの被害件数となっております。今後もですね、この異常気象がですね、いつ発生してもおかしくない状況でございます。復旧工事もですね、随時行われておりますが、復旧後ですね、特に水田ではございますが、その現場を見ますと、現状維持の災害復旧でございます。今後その議題がですね、発生したときには、同じようなですね、被害がまた想定されます。復旧は現状維持ではなくですね、復旧復興、2度3度ですね、災害がならないように、全部とは言ってはいませんが、そのような箇所がありますので、このような箇所だけでもですね、工事は出来ないものかということでお尋ね申し上げます。

最後にですね、質問事項、農業のコロナ化対策についてでございます。南関町にですね、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金名目でですね、2年前から補正も含めまして、数回ですね、交付されていますが、この使途についてはどうなっているのか。また、そのうちでですね、農業関係には何%の助成があるのか、お尋ねいたします。なお、総金額をですね、よければお答え願いたいと思います。なお、そのあとですね、質問は自席で行います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 3番、矢野 修一議員の「農業関係の助成について」危険木の伐採 について、近年水田周辺の杉等が大木になりその影で収量が減少する所が多く見られる。農業経営安定の為にも支援策を行う必要があると思うが取組みについて尋ねる。についてお答えいたします。中山間地域の農地は山林等に隣接し、樹木の影となり日光があたり日照不足により農作物に影響を与えている場所が数多く存在するものと考えます。農作物の生育不足による収量の減少、品質及び食味の低下、日光不足に伴う土壌の加湿化、病害虫の発生など様々な農作物被害を引き起こす要因になるものと考えられます。こうした状況は、農地に隣接する山林等の管理不足に伴う樹木の大木化、荒廃化などにより近年山林等の荒廃はいろいろところで問題となっており、少し前に井下議員からもご質問がありました「里山の現状と今後について」でもお答えいたしましたように、以前は薪炭用材の伐採・落葉の採取等、地域住民の方々に継続的に維持・管理されてきた山林であったものが、需要の変化、不在地主による放置、管理不足に伴う樹木の高木化、竹の侵入による山林劣化の進行、過疎化・高齢化による人的課題など、様々な原因が考えられます。現在、農地に隣接する山林等を管理されている方は、土地所有者の方と思いますが、農地を管理されている方が土地所有者の承諾を得て伐採等の管理を行なっておられるなど、様々な形で管理をされているのが現状であると思います。しかし一方では、山林等所有者の不在・不明、大木化に伴う伐採困難等の問題が生じているところも多々あると考えます。そのような問題を解決するためにも、農地の地権者及び管理者、並びに障害となる土地の地権者の間での話し合いが必要であり、問題を解決するうえでは地域の方々との話し合いも必要になると考えます。また、行政としましても、個人情

報等の問題もありますが、しっかりと対応して参りたいと思います。町の実施については、農地を保全していくうえで、まず「圃場整備の推進」を継続的に実施するとともに、地域の共同活動による地域資源の保全活動等に対し「多面的機能支払事業」、中山間地域において、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、協定に基づいた活動を支援する「中山間地域等直接支払事業」などの支援対策を行っているところです。今後もこのような事業を活用し、農地並びに地域資源の維持・保全に取り組んでいく必要があると考えております。

次に「農業の災害復旧対策について」ここ数年を見ても異常気象がいつ発生してもおかしくない状況である。復旧工事も随時行なわれているが、復旧後の現場を見ると、現状維持の災害復旧であり、今後、同じような被害が想定される。復興復旧の工事は出来ないものか尋ねる。についてお答えいたします。わが国は、極めて災害を受けやすい自然条件下にあることから、公共の福祉の確保や農林水産業の維持を図る観点から、国が一定の要件に該当する災害復旧に係る経費の一部を補助または負担する制度が設けてあります。この制度を利用して災害復旧を行っていますので、採択には条件がありますし、復旧工法も原則原型復旧となっており、土羽のままの復旧箇所もあり、国の設計基準に則り設計を行い、国土交通省の査定官と財務省の立会官より審査を受けて許可を受けた災害復旧となりますので、ご理解いただきたいと思います。なお、安定した勾配が取れない法面等は、ブロック積等にしたたり、湧水が止まらない箇所はふとん籠を採用したりしていますが、水を張る畦畔部分は土羽を設けるようになっております。また、農災では受益者の負担が生じますので、なるべく安価で経済的な工法が基準とされており、農地についての予防的な対策の補助はありませんが、農業用施設等の改善事業には50万円限度の町補助金もありますので、これをご活用いただければと思いますし、強靱な農業政策には、圃場整備事業に取り組んでいただければより効果があると思っております。

最後に、「農業のコロナ過対策について」新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途についてはどうなっているのか。また、その内で、農業関係にはどのくらいの助成があるのか尋ねる。についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業としましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業とされており、令和2年度から始まり今年度で3年目となります。令和2年度におきましては、国からの交付決定額が318,717千円で、そのうち主なものが、なんかんトッパ商品券交付事業、小中学校へのタブレット端末の整備、災害時の避難所として使用する南の関うから館の空調設備改修工事などを行いました。令和3年度は、交付決定額が131,504千円で、役場庁舎の感染対策事業、学校給食センターの備品購入、南関町めぐってお得シールラリー事業などを実施し、今年度は、現在の交付決定額が179,316千円で、このうち50,332千円は、コロナ禍における原油・物価高騰に対応した事業が対象となり、原油・物価高騰に影響を受けている全ての町民を対象にして、なんかんトッパ商品券を交付する事業などを計画しております。そのほかにつきましては、キャッシュレス収納システム導入事業など今回の補正予算に計上させていただいており、町の基幹産業である農業関連への使途としましては、経営継続に向けた取り組み支援、生産体制の強化、所得向上・育成に対する支援、農林産物の需要喚起など、新型コ

コロナウイルス感染症への対応として、本町の農業振興に欠かせない施策について提案を行っています。令和2年度の二次募集より事業提案を行い、令和3年度末までに延べ16の事業を実施し、今議会定例会において、四次募集分の8事業の予算を提案しております。事業内容といたしましては、経営継続に向けた取組み支援としては「水稻防除等補助事業」「畜産農家経営支援事業」などを、生産体制の強化としては「農業高度化推進事業」などを、所得向上・育成に対する支援としては「新規就農者育成対策事業」などを、農林産物の需要喚起としては「公共施設への花き展示事業」を提案いたしております。今後も国の施策等を鑑み、町民の皆様に有効な施策提案を行いたいと考えております。また、事業の内容等につきましては、町ホームページ及び広報なんかん、各種会議等で周知を図っているところです。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については、担当課長がお答えします。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） まず危険木の伐採についてございますけど、結構周りを見ますとですね、もう大木になって、そこが木を切っても自分で伐採が出来ない箇所、難しい箇所ですね。そういう箇所についてはですね、どうしてもそういう大木が、水稻、田んぼ等に来ているようなところにつきましてはやっぱ業者にですね、もう頼むしかないのでですね、そのような費用をですね、一部補助してほしいと思っております。特に、もう今農業者も高齢化の中でございますので、そういう木を切って、事故をして亡くなったっちゃう方が、もう隣町にもいらっしゃいます。そのようなこともありますので、よろしければ助成金を出す計画はどうか、お尋ね申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 基本的に先ほど町長の答弁からもありましたように、今ですね、中山間の直接支払事業及び、多面的事業においてですね、共同活動においてはですね、みんなでやられる、樹木伐採等の日当等の費用をですね、出すことが可能となっております。まずですね、それを利用していただいてですね、地域の皆様の合意形成を図りながらですね、そういったやつを利用していただければと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 住宅関係は倒木被害での助成金が交付されるようになりましたですね、令和4年から。そのような形で、実現は難しいわけですかね、やっぱ。地権者と、山の森林のですね、人たちの中で一応、連絡をとりながらですね、どうしてもやはりもう業者に頼むしかなかけんですね。そういうのはやっぱり難しいわけですかね。そんなにはないとは思いますがですね。そういうので中山間の事業とか、そういうのもいいですけど。その実現に向けては、努力出来ないものかなとは思いましたので、質問しました。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。住宅に隣接する樹木等についてはですね、やはり人的被害、災害等による人的被害があるということも踏まえた中でですね、森林環境譲与税の利用という形の中で、補助をいたしております。やはりこうした樹木による障害というのは農地に限らず、道路等にも発生をしております。その辺はですね、今後ですね、やはり管理者、公共的

管理者として町がですね、いろいろな考えを持ちながらですね、いろいろな財源を工夫してやっていくということで、今後は考えたいと思います。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3 番議員。

○3 番議員（矢野修一君） はい、わかりました。ありがとうございます。しっかりですね、農業者の目線に立ってですね、今後、5 年先 10 年先を据えて検討していただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

次にですね、農業災害復旧対策のほうで、ちょっと御質問をいたします。いろんな助成がありますね。激甚災害指定の助成ですかね。それにつきましては大体クリアしているわけでございますけど、約 99%、ほとんど出るわけでございます。しかしながら普通の災害等ですね、そういう数字についてですね。また、同じ場所が災害に遭う場合、どうにか助成がないのかなと思って一応質問をしております。よろしくお願いします。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。個人の農地についての助成のお話が出ましたけども、基本的には個人財産でございますので、国も町も補助をするっていうのを持ち合わせておりません。ただ小災害ということで、災害にかからなかったところにつきましては、うちの町のほうも、農地については、5 万円、10 万円以上とか 5 万円を補助しますということで、出しているところでございます。それ以外のところは、国を探してもありません。この災害復旧事業といいますのは大変珍しい事業でございます、個人財産の農地につきまして、国が補助を出しております。従来であれば、普通の災害であれば 50%、残りは本人負担でございます。本人負担のところを、町が 50% のうちの 9 割を起債をつけて補助をしておりますので、南関町では大変手出しが少ない事業となっておりますけども、よその町に比べますと、大変うちの町は手厚く出してる事業でございます。一番使う事業はやっぱりこの災害復旧事業というのをお使いいただくほうが一番幸いかと考えております。それ以外については今のところ探してみても、これほど大変よろしい事業はないかと思っておりますので、これもうちの町としても、これをまだ進めさせていただきたいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 3 番議員。

○3 番議員（矢野修一君） ありがとうございます。もう一つですね、令和 2 年、令和 3 年度ですね、かなりの水害を大雨の水害が 2 年間にわたってですね、被害件数があってきました。こういうことですね、もうそういう災害がいつ起きてもですね、おかしくない状況でございます。私が言いたいのはですね。復旧という元の状態に戻すということでやって、国が出すということでございますけど、それを元の状態に戻してもですね、同じ箇所がですね、また、二度、三度災害が起きている箇所がございます。多くはないですけどそういう箇所がございますので、ちょっと手を加えて、補強しておけばですね、もう二度とそこは起きないと思うところが何箇所かございます。それがなくてまた、同じ箇所がまた災害で受けているということで本当、税金の無駄遣いではないかと私は思っております。お考えをお聞かせください。

○建設課長（嶋永健一君） 今ありました同じようなところが同じ被災をするというのは、恐らくそこに水みちが出来てるのではないかと思います。まずはそちらの解消が大事かと思いま

す。基盤が崩れたりとか、法面が崩れたりするところについては、恐らく水みちを変えてやることによって、大変激減するかと思いますんで、そういう対策事業をしていただければよろしいかなと考えております。

○議長（立山秀喜君） 3 番議員。

○3 番議員（矢野修一君） はい、わかりました。今後ですね、もう今日もう 6 月ということで、もう梅雨に入りますし、7 月 8 月と水害並び台風等ですね、来る時期になってきました。この件につきましてもですね、今後ですね、将来にわたってですね、検討していただければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。2 点目はこれで終わりたいと思います。

今度は 3 点目ですね。農業のコロナ禍対策ということで、コロナ禍の影響の中でですね、農畜産物を営む上ですね原油高、また、飼料なり肥料そして、穀物不使用等ですね値上がり高騰が続き、ますます厳しい経営状況が今後続くとは思いますが。地域ですね、経済全体を支える農業のためにも、御検討いただければと思っておりますし、この農業の発展のためにもですね、今までの総額で、町長が述べました、約 6 億ほどのコロナ対策が講じている中で、農業対策のほうはどうくらいあったのかと思ひましてですね、全体の何%くらいの助成があったのかちょっとお尋ねいたします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。今の御質問にお答えします。予算ベースでお話をしますと、国の配分が 5 億 6,248 万 2,000 円、農業関連では、そのうち 6,818 万 2,000 円を計上いたしているところであります。割合といたしましては、12.1%の割合であります。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3 番議員。

○3 番議員（矢野修一君） 5 億 6,000 万に対して、6,800 万ということであれば、ちょっとこのですね、南関町は一応基幹産業ということで、地域の経済全体を支える、この産業ですけど、この農業を守るためにはこの 12% 程度ののはちょっと少な過ぎるのではないかと私は思うわけでございます。せめてですね、私はさっき言いましたけどいろんな資材等が高騰し、農業者もですね、厳しい状況が続いている中でございますので、もうちょっと、この 6,800 万というのはですね、少な過ぎるのではないかと思いますので今後ですね、考えていってもらえればと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。今の御質問ですけど、やはりですね、このコロナ感染症の地方創生交付金っていうのは、やはりコロナに特化した部分で、使用が認められてるということもありまして、しっかりとですね、今まで 3 年間にですね、JA さんとか、いろいろな農業関係機関とですね、協議をしながらですね、この町に合った助成が、どのくらいできるのかということで提案をいたしております。今後はですね、やはり議員の皆様方のですね、声もしっかりと聞きながらですね、提案が出来ていけばと考えます。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3 番議員。

○3 番議員（矢野修一君） はい。今後ですね、コロナ対策以外にも、対策等が農業関係ある

かと思いますが、コロナ禍の質問とちょっと変わりますが、認定農家、新規就農者はですね、需要が結構ございます。しかしながら、普通の農家さんは、そういう事業はほとんどないような、と思っておりますが、そういう状況をどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。やはり矢野議員がお聞かれのようにですね、認定農業者さん、農業法人さん、やはりそういう方にはですね、国県町もですけども、やはり農業にとっての特典っていうかですね、補助、メニューがいっぱいあります。ただしですね、やはり兼業農家さんあたりへのですね、補助というのは、このコロナの地方創生では幾つか、事業として挙げておりますが、一般的な事業としてはですね、今、ないような状況です。今後はですね、やはり農家さんが、2名3名集まられて、基本的にやはりいろんな組織を立ち上げられたところについてはですね、やはりいろいろな助成、補助をですね、考えていかなければならないと思っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） はい、3番議員。

○3番議員（矢野修一君） はい、ありがとうございました。今後しっかりとですね、農業者、特に今、認定農業者は70人ぐらいですかね、いらっしゃるのがですね、新規就農者あたりも限界あると思っております。この基幹産業の農業をですね、これからも発展するようにですね、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の最後にですね、一応まとめといたしまして、山間地域並びにその周辺の地域、そのほか地理的条件が悪く、農業をするのに不利なですね、南関はそういう地域でございます。南関町はですね、平地に比べ、営農条件の便利上に置いて不利な状況でございます。

また、イノシシ等農作物も、鳥獣被害を受けやすい環境にあり、また、人口減少、高齢化、担い手不足等のですね、厳しい状況におかれております。このようなことからですね、中山地域においてはですね。農地はやっば集積、また集約化等にですね、必要な生産基盤を図り、その上で、地域周辺というですねこの宝をですね、生かしながら、そういう工夫を凝らした農業を始めとした、農業につく取組み、所得を向上させていくことが重要だと思っております。私からはですね、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（立山秀喜君） 以上で、3番議員の一般質問は終了しました。

ここで一般質問の途中ですが、昼食のため、1時まで休憩します。

—————○—————

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 00 分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でありましたので、これを続行します。

続いて、1番議員の質問を許します。1番議員。

○1番議員（福山美佳君） こんにちは。1番議員の福山です。今回は三つの質問事項を一問一答方式で質問させていただきます。質問事項、南関町の脱プラ対策について。質問の要旨。1、南関町のごみの分別状況について尋ねる。2、プラスチック資源循環推進法に基づ

く南関町の考えと現状について尋ねる。3、令和5年度からの南関町の脱プラ対策への取組について尋ねる。

以上、この後の再質問につきましては自席より行わせていただきます。

○議長（立山秀喜君） 1番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 1番福山美佳議員の「南関町の脱プラ対策について」の質問にお答えいたします。

まず、1「南関町のゴミの分別状況について尋ねる。」についてお答えします。一般家庭から排出されるゴミにつきましては、現在、玉名市の一部である旧岱明町、長洲町、和水町、そして南関町の4市町において統一した分別を行い、焼却施設クリーンパークファイブにおいて共同で処理を行っているところであります。さらに、ゴミの収集につきましては、和水町と共同で委託業者によるゴミの収集を行っており、「ゴミ出しカレンダー」及び「家庭用ゴミの分け方・出し方保存版」も共同で作成し、分別の周知を行うとともに、ゴミを9種類に分けて排出していただき、処理をしているところです。

次に、2「プラスチック資源循環促進法に基づく南関町の考えと現状について尋ねる。」についてお答えします。プラスチック資源循環の促進等に関する法律は、令和3年6月11日に公布され、今年の4月1日から施行されており、この法律の趣旨は、プラスチックに関わる製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体（製造業者、販売業者、消費者）における資源循環等の取り組みを促進することであると理解しており、町におきましてもこの法律が公布された年から早速、ゴミの分別、再利用、再資源化等について住民の皆様へ周知を行ってきたところです。また、先ほど申しました、焼却施設についてですが、この焼却炉は、「ガス化溶融炉」という形態であり、この焼却炉の特性としまして、プラスチックや食品トレイ、ビニールなどの石油製品を燃焼時の助燃材（いわゆる灯油の代わり）として活用しなければならない焼却炉であります。このような焼却炉の特性はありますが、この法律が施行されおり、町としましても法律の趣旨を踏まえ、関係市町との協議を行いながら方向性を見出していく必要があると認識しております。

最後に、3「令和5年度からの南関町の脱プラ対策への取組について尋ねる。」についてお答えします。この法律を促進していくための措置として、国の責務、各自治体の責務、事業者及び消費者の責務が謳われており、町としましてもこの施策の促進に必要な措置を講じていかなければなりません。また、ゴミの処理等につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、4市町でのごみ処理を行っていることや、焼却炉の特性などから、すぐに本町だけゴミの分別や収集方法等を変更することは現状では難しいと考えられます。ただ、本施策を推進していく必要がありますので、構成市町等において今後の取組方策等の検討を進めて参りたいと思います。このほか、ゴミ処理以外の部分においても脱プラに向けて住民の皆さんでできること、また、事業者の皆さんでできることなど、可能なところから併せて取り組んで参りたいと考えております。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については、担当課長よりお答えします。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

- 1番議員（福山美佳君） プラスチック新法に対する町の考えと、焼却炉の特性については今の町長の答弁で分かりました。まず、先ほどの分別の件ですが、ごみ出しカレンダーによって、周知されていると思いますが、改めて分別の9種類の詳細を尋ねます。
- 議長（立山秀喜君） 税務住民課長。
- 税務住民課長（東田彰夫君） 9種類の品目との質問でございます。9品目別に申し上げますと、燃えるごみ、金属類、ガラス類缶類、瓶類、ペットボトル、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、以上になります。
- 議長（立山秀喜君） 1番議員。
- 1番議員（福山美佳君） 町内各家庭から出るごみで分別がされていないごみや分別に誤りがあるって、回収が出来ないごみもあると思いますが、どれくらいあるか尋ねます。
- 議長（立山秀喜君） 税務住民課長。
- 税務住民課長（東田彰夫君） ごみの回収につきましては、委託業者により、行っていておりまして、回収時には細かく分別の状況を確認されておられます。分別の不相当として、例えば、ペットボトルの蓋が外れていなかったり、名前が記載されていなかったりなど、回収されていないごみは、週に100個程度だと聞いております。
- 議長（立山秀喜君） 1番議員。
- 1番議員（福山美佳君） 回収出来なかったごみについては、どのような手順で回収できるまでの状態になるのかを尋ねます。
- 議長（立山秀喜君） 税務住民課長。
- 税務住民課長（東田彰夫君） 回収されていない、ごみにつきましては、黄色の回収不能のシールが業者により貼られます。地区によりましては、ごみ集積場所を管理の方がおられたり、また、区長さんや役員さんなどにより確認され、当事者に返却されているようです。その後、分別のやり直しをされ、再度出されることになります。
- 議長（立山秀喜君） 1番議員。
- 1番議員（福山美佳君） 分別がきちんと出来ていない世帯、回収が出来ることが多い世帯があると住民の方に聞くんですけども、そういう世帯を対象にした、町が行っている指導、対策等があるのかを尋ねます。
- 議長（立山秀喜君） 税務住民課長。
- 税務住民課長（東田彰夫君） 分別の回収につきましては、ごみ出しカレンダー、それから詳細な冊子を配布しております。そのほかにつきましては、収集業者より、その都度指導をされていると聞いております。また必要によってはですね、町から直接、指導等も行っている状況です。
- 議長（立山秀喜君） 1番議員。
- 1番議員（福山美佳君） 近隣地域のごみの未回収の分別状況と比べて、南関町の状況はどうか尋ねます。
- 議長（立山秀喜君） 税務住民課長。
- 税務住民課長（東田彰夫君） 南関町で回収されていないごみは週100個程度と先ほど申し上げましたけれども、人口規模等にもよるかと思いますが、隣のですね、和水町におか

れましても、同じ収集業者で行っておりますので、南関町と同程度回収不能のごみがあると伺っております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） プラスチック新法について新たに制定されましたが、住民の皆さんに対して周知とは具体的にどんな方法があるのかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） はい。プラスチック、新法につきましては、プラスチックの分別、先ほど町長が申し上げましたけれども、あらゆる事業者により、取り組んでいくというような趣旨でございます。現在、南関町におきましては、焼却炉の特性もございまして、プラスチック関係の分別は特に行っているところであります。今後ですね、関係市町 1 市 3 町及び広域組合とですね、協議を行いまして、周知等に向けて検討を行ってまいりたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 役場の職員内で脱プラ対策に呼びかけているようなことがあるか尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） はい、特にですね、呼びかけているということはございません。すいません。失礼しました。分別につきましては、住民の皆様と同じように、分別に取り組んでいるところでございまして、状況によってはですね、職員の皆さんにお願いをしているところであります。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 先ほどの 9 種類の分別ですが、ペットボトル以外のプラスチック類は全て燃えるごみの袋に入れば回収できるのか、尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） はい、ペットボトル、資源ごみ以外、それからペットボトル以外につきましてはビニール包装やプラスチック類、紙類を燃えるごみとして、処理をすることが出来ます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 白色トレイ分別を含む脱プラ対策に取り組んでないのは熊本県下で何箇所あるかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 県内の分別状況、白色トレイの分別状況ですけれども、旧岱明町、長洲町、和水町、本町を含めまして、6 市町が分別の未実施の状況でございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 現在市町 4 箇所を、今言われました旧岱明町、長洲、和水、南関町で使用されているガス化溶融炉ですが、取組やすい白色トレイを分別した場合、どれほど燃焼温度に差が出るかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 白色トレイだけを抜いて焼却してもですね、灯油代等の増量、炉

の燃焼には特に問題ないと伺っております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 確認ですが、家庭から出される一般ごみは全てクリーンパークファイブに運ばれているのかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） はい。全てクリーンパークファイブのほうに搬入をしております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 施行されたプラスチック新法に基づいて、南関町ではいつごろプラスチックの分別を始めようと計画されているのかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 分別の改修の予定ということでございますが、分別の回収につきましては、先ほど申し上げました焼却炉の特性も、関係もありますので関係市町等におきまして今後、検討を行っていく必要があると考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 例えば山鹿のクリーン健康社、玉名リサイクルプラザは、クリーンパークファイブより近いですし、買取りが出来ます。分別回収ルートの見直しの予定があるか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 分別をして別に搬出する場合につきましては、処理方法、処理先等、または予算等も関係してまいりますので、関係市町及び有明広域事務組合との協議が必要になると考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 令和 5 年度版のごみカレンダーについては、来年度版を作成する時期に入ってくると思いますが、和水町と南関町の分別のすり合わせを行っていくとは思いますが、南関町独自の脱プラ法に基づいた取組の一つとして、白色トレイの自主回収場のお知らせや、廃油の回収場所のお知らせなどを入れる必要性はないのかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 白色トレイの改修、関係等につきましては、先ほどから申し上げています、1 市 3 町とのですね、協議が必要になると考えておりますけれども、プラスチック新法もですね、施行されておりますので、前向きに検討を進めていければと考えているところです。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 今回この質問を選んだのは、私が南関町に引っ越してきたときに、燃えるごみにペットボトル以外のプラスチックを捨てているということに衝撃があったからです。何となくの習慣で、コンビニ弁当の容器は洗って分別したり、紙を紙で分けたり、そんなごみの分別が普通だと思ってました。ごみを出す側からすれば、南関町の今の分別方法はとても楽です。でも、今回のプラスチック新法の施行により、町全体のごみに対する意識、習慣づけ、次世代のための環境問題、プラスチックによる海洋ごみからの健康問題に対して、

広く知り、取り組んでもらういい機会だと思いました。海洋プラスチック汚染が生態系に与える影響が深刻化し、国際的にプラスチック製品の使用抑制、回収、リサイクルの必要性、気候変動問題への対応、脱酸素社会へということで、全ては子どもたち、お孫さんたちのためです。冒頭の町長からの答弁のとおり、町には町の事情があると思います。ただ、何かできることがあるはずです。個人からでも出来ます。プラスチック製品を使わないように、必要な場合は購入しても長く使うようにとか。私たちは、1週間にクレジットカード1枚分のプラスチックを、海洋生物、動物を食することで、摂取しているというデータもあります。繰り返しにはなりますが子どもたちのため、お孫さんたちのために、ぜひ南関町が率先して、そして市町4ヶ所に早急に関わり、脱プラ対策について検討を重ねてほしいと思います。これで南関町の脱プラ対策についての質問を終わります。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） 質問事項2、小・中学校の保健教育の現状及び家庭環境に対する理解について。質問の要旨。1、小中学校、保健室の利用状況と、生理用品の需要状況について尋ねる。2、思春期の体の変化に対する家庭教育へのサポートと情報提供について尋ねる。3、小中学校への生理用品設置について尋ねる。

以上、この後の質問は自席にて答えさせていただきます。

○議長（立山秀喜君） 1番議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 1番福山美佳議員の「小・中学校の保健教育の現状及び、家庭環境に対する理解について」についてお答えします。今、情報化社会の進展により、様々な健康や性・薬物等に関する情報の入手が容易になったり、一昨年度末からの新型コロナウイルス感染症対策など、子供たちを取り巻く生活環境が大きく変化している中で、子供たち自らがそれらの情報等を正しく選択して適切に行動できるようにすることが喫緊の課題となっています。また、子供たちの現状としては、これまでの保健教育の取組などにより、健康の大切さへの認識や健康・安全に関する基礎的な内容が身に付くなど、一定の成果が見られる一方で、現在はコロナ禍の制約された生活が長引く中で、基本的な生活習慣の乱れやスマートフォン使用による健康課題等についても主体的に課題解決に取り組むなど、社会の変化に伴う新しい健康課題に対応した教育の充実が求められています。

1「小・中学校保健室の利用状況と生理用品の需要状況について尋ねる。」についてお答えします。昨年度、保健室の一年間の平均利用者数は、871人（1日当たり4.3人）、その内訳は、①けがや病気対応664人（3.3人）、②悩み等の相談91人（0.45人）、③生理用品の配付3.6人、④その他として登校渋り、不登校対応等122人（0.6人）という状況でした。

2「思春期の体の変化に対する家庭教育へのサポートと情報提供について尋ねる」につきましてお答えします。最初に答弁しました保健教育の推進の中で、教科体育の保健領域での小学3・4年「体の発育・発達」や、5・6年「心の発達・不安や悩みへの対処」の学習を中心に、理科や道徳、特別活動等の他教科等との教科横断的な取組を通して、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、心身の健康の保持増進に関する教育の推進を図っているところです。その展開・充実に

は、家庭や地域との積極的な連携・協力が必要で、保健教育の方針や児童生徒の実態やその対応などについては、学校だよりや保健だより、授業公開、学級懇談等により保護者等への情報提供、理解に努めるとともに、内容によってはこれまで町の PTA 連絡協議会や学校保健委員会による講演会の実施など、保護者サポートにも取り組んできたところです。ただ、この2年間は、コロナ禍の影響で講演会などは実施できていない現状で、そういうサポート面からもとても厳しい状況にあります。また、思春期の体の変化について、特に、性に関する指導に当たっては、発達段階の個人差もありプライバシー等の問題にも十分に留意して行う必要があります、個別の対応が必要と判断した場合には、担任や養護教諭が直接関わるなど、一人ひとりに応じた個別指導によるサポート対応も工夫されています。

3「小・中学校への生理用品設置について尋ねる」についてお答えします。昨年8月に新日本婦人の会熊本県本部から「生理用品の無償配布とトイレ常備を求める」趣旨の要請書が届き、この対応について、町の校長会や養護部会、定例の教育委員会でも検討をして参りました。その中では、学校のトイレに設置した場合、自分自身での準備が疎かになり、受け身的な気持ちの醸成に繋がる心配やいたずらなどの生徒指導上の問題が起きる可能性があること、また、町内の学校はすべて小規模校で、トイレに設置しなくても児童生徒の発達段階や成長過程を考慮して保健室で配付した方が教育的効果も大きいことなどが出され、その場合、子ども自身が保健室にもらいに行きやすい校内体制の整備も必要であるとの指摘もあったところです。これらのことを踏まえ、現在、町の小・中学校のトイレには、生理用品の設置はせず、子供たちには保健室にもらいに来るように、共通した対応をお願いしているところです。

以上、お答えいたしまして、後のご質問は自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、課長がお答えします。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 教育長の答弁で、コロナ禍の約2年間で、学校と保護者との距離が出来ているということは理解しています。まず、生理用品の配布については、年間3.6人とのことですが、これは小・中合わせてのことか尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい町内小・中学校5校の平均でございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 教育長がおっしゃるように、ここ数年で子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。今後は今まで以上に養護教諭の存在が重要になってくるのは明確なことです。現代的健康課題、心身課題に直面する養護教諭と教職員と教育委員会の情報共有の状況、方法は具体的にどのようなになっているかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。教育委員会と学校の養護教諭と捉えてよろしいでしょうか。はい。養護部会というのを定期的に月1回程度実施している中に、教育委員会の担当者の出席しながら、情報の共有といいますか、課題等についての対応等について検討している場がまずございます。それが1番の情報の共有の取組だと考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 思春期の体の変化、性に関する指導の個別の対応が必要と判断する場合とはどんな場合か、または町の基準等あるのかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 性に関する指導については、全体的な指導として小学校の1年生から6年生、中学校になれば1年生から3年生、それぞれ一緒といいますか学年、あるいはクラス単位で指導する場面もございます。そういう中で、教科の中でやる場合には3、4年生から先ほど、お答えしましたが、教科書、保健体育の教科書がございますので、3、4年生から正式には事業の中で、学んでいきます。その前の1年生は、1年生なりの2年生は2年生なりの体の変化等についての学習等も特別活動とかを通してやっていきます。そういう中で、子どもたちが発達の段階が違う部分もございます。それは3年生、あるいは4年生、生理の話題も出ておりますけど、早い段階で起こってくる子どもさんたち、そういう部分もございますのでですね、状況によっては、男女分けた指導をしたり、あるいは、そういう時期を迎えている子どもたちについては、個別指導をしたりと、そういう子どもたちの状況に応じた指導を工夫しているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 個別の対応が必要と判断する場合ってというのが、どういう場合なのかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい、特に具体的な判断基準とかを設けてないんですけど、そういう部分で、保健室の養護教諭のほうに相談がしやすい体制といいますか、そういうところをやりながら、養護教諭はそういう判断をした場合には、学級担任あたりを通じて、あるいは直接養護教諭かかわりを持ったり、あるいは学校のほうから家庭のほうにお知らせをしたりとか、そういうところに対応を具体的に検討していく、形上はそういう形になって対応していると考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 今、教育長が言われたように、思春期の体の変化については個人差があります。ユニチャームのデータでは小学校3年生までに生理が来る子は100人中6人です。このデータからいくと、小学校3、4年生の体の発育発達の学びの前に生理が来る子がいるということです。そして、今は1人親世帯も珍しくはありません。

母子家庭で女の子を育てているところもあります。母子家庭で男の子を育てているところもあります。小規模校というのということであれば、学校だより保健だより等だけでなく、個々の状況を把握しながら、さらなる学校と保護者の連携を強化できるのではないかと思います。が、教育長の考えを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。私の考えというより、実際学校のほうで取組といいますか。養護教諭がそういう相談を受けた場合には、担任が男性教諭あたりだったら、もう養護教諭のほうでですね直接、家庭に連絡を入れて、今子どもさんがこういうことで、悩んでおられま

すとか、そういう情報を伝える中でですね、個別の対応を工夫しているところでございます。
そういう対応のほうがですね、より子どもたちのほうにも親身な形で、いろんな指導が出来ていくのかな、そんな思いを持っております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 生理用品の設置の件ですが、昨年8月に新日本婦人の会の熊本県支部から要旨斉唱が届き、検討したということですが、自分自身での基準がおろそかになることに、何か心配があるのでしょうか。ナプキンは体の発育上トイレットペーパーと同じと考えるべきだと思っています。いたずらなどの生徒指導上とはどんな問題が起きるのか。小規模校ということから、保健室で配付したほうがいいと、その判断された事象について適切だったのかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。先ほどお話ししましたように、8月末だったと思いますが、そういう要請書が届きましてですね、これは学校現場でまず考えていただく必要があるだろうということで、校長会を通じて、学校に返したところでした。学校のほうでは、養護の先生を中心にですね、どういう対応ができるのか、そういう部分を考えていただきながらですね、学校というところは、やっぱり教育施設でございます。そういうところに一律にトイレに配置した場合ということですね、一つは先ほども子ども本人が、学校に行けば学校にその辺は備わっているという部分で、自分での対応といいますか、そういうところがおろそかになってくる。あるいは、消費も増えてくるだろう。そういう部分ですね、将来、大人に近づくにしたがって自立をしていく上では、そういう「自分で」という部分が、なかなか厳しくなってくるのではないかと。そういうところが一つ大きな部分です。それと、学校の中には、女の子の異性、男の子がこの半分程度おります。そういう子どもたち、女の子に比べると、発達、成長段階は、約2年ぐらい遅いですが、男子のほうが。そういう思春期を迎えるのが、そういう部分ですね。若干まだ小学校の低学年高学年、考え方が余り育ってないっていいですか。そういう部分で、面白半分というか、興味関心を高くなったり、そういう部分でのいたずらといいますか。そういうところが発展していくと小学校高学年、中学生あたりになっていきますと、生徒指導上の問題あたりにも、発展していく恐れがある。現在も、もう大人社会でも、高学歴の方の中にも、いろんな形でですね、盗撮とか、いろんなところに問題が発展する恐れがありますので、そういう部分での心配っていいですか、懸念材料。そういうところの報告もあったところです。また、母子家庭、父子家庭、そういう部分での厳しいところもありますけど、そういうところも、やっぱり家庭で、実際、我が子がどういう状況にある、どういうところで悩んでいる、そういう部分はやっぱり親として、しっかりと状況を分かっている必要があると思いますので、そういう部分の関わりという点ではやっぱり養護教諭のほうから、家庭のお母さん、お父さんに話をする中でですね、御理解をいただくといいますか、そういう対応をしていかないと、学校は、成長過程にある子どもたちを預かっている、そういうところで親御さんにもやっぱり子どもたちの発達段階というのはしっかりと理解していただく必要があると、そういうところから、今回、配置をせずに、少ない規模の学校だからそういう対応で、十分対応できるというところですね、まだ実際、

実施に移ってる段階が本年度の1月からそういう状況で、やっておりますのでですね、まだ検証といいますか。そういう時期には達してないと思いますので、もう少し現状を見守りながら対応していきたいというふうに考えているところです。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 今言われていた、いたずらなどの生徒指導上の問題っていう話も出たと思うんですけども、例えば小中学校に置いてあるトイレトペーパーにいたずらをする子がいるか、学校に置いてあるせっけんなど何でもいいんですけども、備品にいたずらをする子がいるのかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい、実際おります。トイレトペーパーにしてもですね、大便のほうに間に合わなかったりして、便器をいっぱい汚して、自分でも対応し切れなくて、設置してあるトイレトペーパーもぐるぐる巻きに使って、きれいにならなかった事例とかですね。そういう事例もあります。あるいはせっけんあたりにつきましても、手洗い場に置いておけば、それが、細かくちぎられたりとか、あるいはいっぺんになくなったりとか、そういう現象も、はい、少ないですけど、あっております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） いたずらなどの生徒指導上の問題ですけども、このナプキンを置くことによって、もしそれがいたずらにいたずらする可能性があったり、いたずらがあったとしたならば、そのときに指導してあげることも重要な教育の一環なのではないかなと感じるんですが、いかが思いますか。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。そういう指導の方法もありますけど、今回は、各学校の養護部会、校長会として教育委員会でも検討した中での措置でございますのでですね、そういうところも、御理解いただきたいというところで、の答弁でございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 今回質問事項に挙げている小中学校への生理用品の設置についてですが、コロナ禍により様々な気づきが見えてくるきっかけになったと思います。

その中で、女性の視点から生理用品の設置について着目し、県内では熊本市を筆頭にぞくぞくと設置が始まっています。設置された地域などの情報収集はされているとは思いますが、そのことについて教育長の考えを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい、もう県内でもそういう設置の方向で動いているところもありますけど、そこはそれで、うちうちとして、そういう要望に要請に対して、現場と話し合いを通じる中で、そういう、対応にしたというところですね、やっぱりそれはそれで、よそに流される必要はないのかなと、やっぱり町は小規模校というそのよさがありますのでですね、その部分を精いっぱい活用しながら、そういう生徒指導上の問題あたりもつながらないような、対応を工夫していけたらな、そんな思いでございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1番議員（福山美佳君） 今から私が言うのはですね東京の港区の小学校5年生から中学校3年生までの全ての女子生徒約2,400人にアンケートを取った結果を言います。ネットで誰でも見ることができる内容です。「学校で生理用品がなくて困ったことがある」と答えた子が17%です。「困った理由が持参するのを忘れたから」が95%。私も同じ女性です。生理が来る、同じ女性として言います。完璧に準備するのは大人でも難しいです。ましては、まだ周りの友達に生理がきていない、まだ来ている子が少ない中で、休み時間の間にトイレに行き、生理の始まりに気づき、保健室までもらいに行き、またトイレに行ってナプキンを装着する。友達関係上、休み時間のしゃべりの時間も必要です。限られた休み時間の10分間で保健室までもらいに行くのは、子ども社会の中で大変勇気が要ると思います。その点についてはどう感じるかを教育長に尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。保健室に行って、養護の先生と話をする、それが養護の先生のほうからですね、1番大事なことだ、大切なことだというお話も聞いております。特に南関の子どもたち、やっぱりおとなし目といいますか、なかなか自分の意見を出して、相手に自分のことをわかってほしい、そういう部分ではですね、若干課題があります。そういうところで、町内では、自分の考え、思いをですね、はっきりと伝えることができる子どもの育成といいますか、そういうことを目指しております。ですから、まずは養護の先生と、自分の思いをやりとりできる、そういう関係をつくって、そういうことをもとに養護の先生がそういう気持ちがわかってくれば、少人数ですから、次の対応といいますか。次々の対応っていうか、やっぱり小学校6年間は交代ありますけどですね、そういう関係づくりの中で、やっぱり健康という部分で、関わっていただいた部分がその子にとっては、よりきめ細やかな自立に向けたサポートになっていくのではないかと、そういうふうな思いを持っているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 1番委員。

○1番議員（福山美佳君） 現段階で、生理用品を学校に設置しているところでは、今は設置の仕方について、学校ごとに模索して、情報交換を行うなど、取組を進めていっているようです。特に、生理用品設置に添えるメッセージの気遣いや、今まで以上に保健室に行きやすい環境にできるようなメッセージにしようとされています。例えば、かなり簡約しますが、「設置しているナプキンを使用したら、次の日でも思い出したら返してください」「ナプキンや生理用のショーツのことを家庭で相談出来ますか」など数点の問いかけ、生理は女の子には当然の現象ということ。養護の先生や担任の先生があなたの見方で相談できる存在だと添えてあり、気軽に保健室に来てほしいという内容です。これは小国町の養護の方が考えたメッセージですが、心温まるすてきなメッセージなどを感じました。このようなほかの地域の取組についてはどのように感じているのかを教育長に尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 今お聞きした中身については、私は全然知りません。今初めて知ったところでございます。そういう養護の先生との関係づくりの中で、とても今、お話があったようなメッセージといいますか、そういうのはやはり、町内の学校でもですね、活かして、

そういう関係づくりが出来ていったらな、そういう思いをしたところでございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） まとめさせていただきます。教育長の答弁ではですね、残念ながら、生理用品の設置はしないとのことですが、生理用品の設置により、安心した学校生活を送る支援になると思います。急な生理により、トイレットペーパーで応急処置をしたり、準備していた枚数が少なかったからと、交換回数を減らしたり、ストレスのある学校生活を送ることもあります。学習に集中出来ない場合もあると思います。生理が定期的に来るようになるまで周期も不安定です。また、中学校の夏服は、生理が漏れたら色合い的にも目立ちます。そして南関町では、子育て支援と、他の市町村より力を注いでいます。前回の私の一般質問の際、町長から「子は宝」というワードが出てきました。そういう考え方の町でなぜ小・中学校に生理用品の設置をしないのか、私には少し受入れがたいです。女性には当たり前のように来る生理、子どもを産むための準備が始まったということです。子どもたちが学校にいるときぐらいは安心して学校生活を送れるよう、学習に集中できるよう、今後も教育長初め、関係者の皆さんには、子どもたちの気持ちに寄り添うための検討をしてほしいと思います。生理用品もトイレットペーパーと同じような感覚で、例えば男性なら、大便をしたときに、トイレットペーパーがなかったらどうしますか。保健室まで、教育長ならトイレットペーパーをもらいに行くのでしょうか。これについては答弁は要りません。モラルの問題です。これで、小中学校の保健教育の現状と理解についての質問を終わります。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 質問事項 3、小学生の服装について。質問の要旨。各小学校の服装に関する規定の状況について尋ねる。この後の質問につきましては、自席より行わせていただきます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 「小学生の服装について」の「各小学校の服装に関する規定の状況について尋ねる」につきましてお答えします。各小学校に確認したところ、冬場の暖を取るためのフード付きの服装等に関して、どの学校でもその着用について一部規定があります。具体的に紹介しますと、「①フード付きの服は視界や音を遮るので、登下校中の着用留は認めているが、フードの使用は禁止している。また、校内では着用しない。手袋、ネックウォーマー、コートも登下校時のみ可としている。②長いマフラーは安全面への配慮からしないように指導している。他に着てはいけない服の指示はないが、ネックウォーマーやフード付き、耳当てを着用している子どもがいるとのこと。③授業中は、フードを被らないように指導している。④動きやすい服装(安全上、できるだけフードのない服を着用ください)と示して指導している。」と、規定の内容に違いがあります。これは、それぞれの学校の実態や経緯等を踏まえての規定であると思いますが、子供たちの安全確保上の課題もあるようですので、校長会での協議をお願いしていきたいと考えています。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、課長がお答えします。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1番議員（福山美佳君）　そもそも、なぜ学校ごとに違うのかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（谷口慶志郎君）　はい、服装といたしますか、今、子どもたちの服装については、私自身はそれぞれの学校の考えて決めることなのかな、そういう思いでありますので、議員の質問の答えになってるかどうかわかりませんがですね。はい、それぞれの学校での、子どもたちの身につけるまでの決まりといたしますか。そういうふうな解釈で、自分自身はいたところでございます。

○議長（立山秀喜君）　1番議員。

○1番議員（福山美佳君）　先ほど教育長がおっしゃられた安全面への配慮なら、情報をですね共有して、統一したほうがいいと感じますがどう考えるのか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（谷口慶志郎君）　答弁の最後にお答えしましたようにですね、校長会のほうにですね、今の御質問の趣旨あたりを話しながらですね、検討いただくといえますか、やっぱりまちまちでありますのでですね、その辺りについては、登下校含めて、やっぱり見えにくくなったり、音が聞こえないっていう部分は、交通事故あたりも心配されますので、そういう安全配慮にかかるような部分については、対応を同じにしていってほしいと考えておりますので、そんなところで、はい、解決していけたらと思っております。

○議長（立山秀喜君）　1番議員。

○1番議員（福山美佳君）　保護者からしてみるとですね、南関町立小学校に通わせているっていう感覚であって、四つそれぞれ選べるわけではないと思うんです。今の住んでる場所で第三小学校第二小学校であるわけで、規定がばらばらなことによってですね、非常に保護者の皆さんが混乱されているんですけれども、そのことについてはどうお考えですか。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（谷口慶志郎君）　はい。今回の服装の件について、福山議員から聞いてですね、私も初めてそういう認識をしたところでございます。先ほどの保健教育の部分で、学校にお尋ねする部分でですね、今回服装の件もちょっと参考までに聞いたところ、学校のほうでは服装に関する、保護者の思いと、そういうばらばらになってるとか、そういうことでの不便とか、そういう部分でのお願いとかですねそういうことを一切聞いてないっていう、校長先生方の回答でありましたのでですね。今回、学校にそうやってお尋ねした部分が一つ、話題性になってくるのかなという思いをしたところございました。

○議長（立山秀喜君）　1番議員。

○1番議員（福山美佳君）　そういう保護者の声が学校側に届かないっていうのは、その関係があまり築かれてないのかなという印象を受けました。まとめにはなりますが、先ほども言ったように保護者は南関町の町立の小学校に通わせてるわけで、四つの小学校から好きなところを選んで通わせてるわけではありません。子どものスポーツの場であったり、保護者同士の集いの場であったり、他校区の保護者同士、情報交換が盛んに行われています。服装の規定の現状が保護者の混乱を招いています。保護者の混乱を更に強めることがないようにしていただきたいと思います。これで小学生の服装についての質問を終わります。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員の質問は終了しました。

ここで一般質問の途中ですが、10 分間の休憩をとります。

—————○—————

休憩 午後 1 時 57 分

再開 午後 2 時 06 分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でありましたのでこれを続行します。続いて、9 番議員の質問を許します。

9 番議員。

○9 番議員（境田敏高君） こんにちは。本日、最後の質問者になります 9 番議員の境田です。今回は先に通告しておりました 2 点を質問します。まず、1 点目の生理の貧困への対応についてです。新型コロナウイルス感染発症から 2 年半が経過します。終息の兆しはまだまだ見えておりません。また、新たなオミクロン「B・4」、「B・5」が国内では確認されております。現在の国内の流行の主流となっておりますオミクロン BA・2 よりですね、感染力が強いと言われております。今後、「BA・2」が置き変わることも十分あり得ると指摘されております。さて近年、新型コロナウイルス禍からのですね、世界経済の回復が進んでいると言われておりますが、ウクライナ危機などによる原材料の高騰、中国の都市閉鎖での部品の供給不足、アメリカの金融引き締めなどで世界経済へのリスクが増えております。我が国では、賃金上昇なき物価高騰等により、貧困世帯、失業者などの生活が厳しい現状になっております。長引くコロナ禍で、私たちの生活は大きく変わりました。新型コロナ感染症の拡大は、男女で異なる影響が出ております。女性に至りましては、育児、介護、生活困窮、非正規雇用労働者の減少や自殺者数の増加などの深刻な影響が明らかになっております。そこで今回は、コロナ禍の中で、女性に焦点を当てて質問します。今も言いましたが、長引くコロナ禍で、女性たちの暮らしを直撃しております。令和元年の女性の就労者数は、2,992 万人でした。この年の 12 月に新型コロナウイルスが武漢から世界に感染拡大した影響で、翌年の令和 2 年 4 月には、女性就労者数は 70 万人減少しております。中でも 35 歳から 44 歳の子育てに世代には大きく影響を及ぼしております。また飲食サービス業などコロナの影響を受ける産業では、多くがシフト制ですが、パートやアルバイトなどは非正規雇用者です。この中の多くの女性が職を失い、経済的に困窮されております。この新型コロナの影響で収入が半分以下になったり、勤務時間の減少、休業などで約 7 割から 8 割の世帯が「食料、医療、衛生用品などの生活必要品の購入が厳しい」、また、4 割以上の世帯が「制服代、体操着代が買えなかった」との調査報告がなされております。昨年の男性の平均の就業者数はですね、3,687 万人で、22 万人の減少でしたが、女性は 2,980 万と 12 万人の増加となっております。しかしですね、女性の年間自殺者は 7,000 人前後と増加し、またですね、DV 相談も増えております。生活は依然と厳しい現状です。長引くコロナ禍で経済的な理由で、生理用品が買えない、生理の貧困が全国で問題になっております。この生理の貧困について、厚生労働省は、令和 4 年 3 月に経済的な理由で、生理用品を十分に購入出来ない生理の貧困に関する初めての調査報告がなされております。新型コロナウイルスが拡大した 2020 年、2 月以

降ですね、18歳から49歳の女性は「苦労した経験はない、あまりない」が、急に92%でしたが、「購入や入手に苦労した経験がある、時々ある」と回答した18歳、19歳が13%です。また20代も13%でした。若い年代の方が苦労されているみたいです。また、世帯年収別では、300万未満が多く、厚労省は、コロナ禍で深刻化した可能性があるとして支援を進める方針です。一部の自治体では無料配布などの支援を行っておりますが、入手に苦労した経験がある人の約半数が居住地域での公的支援の有無を把握していなかったと言われています。我が町では、この生理の貧困に対しての女性支援の一つとして、どのように取り組まれているのか。また女性への健康面からも、日常生活への影響などの実態や、現状を把握しなければなりません。学校生活の中でも、子どもへの影響はないのか。そこでコロナ禍で、生理の貧困が注目されておりますが、我が町の現状と対策を尋ねます。この生理の貧困につきましては、今まで非常にデリケートな問題でタブーとは言いませんが、言いにくいものでした。しかしですね、ここであえて私男性が声を上げることで、ジェンダー平等、男女共同参画ですね、今以上に進むようになればと思います、質問します。

最後の2点目のですね、生活道路についての質問です。緊急の場合、1分1秒争うときに、救急車両が入れない箇所の問題は、平成24年と平成27年度2回質問しております。10年前の平成23年度で、救急車の出動は南関町全体で528件でした。搬送434件、急搬送94件、437名の方が搬送されております。令和3年では、南関町に緊急出動したのは447件です。どちらもですね、急病、特に高齢者の方が多く見られるのが特徴です。救急車両が入れない、狭い道が多いために、救急車両の通行時間がかかるのでは、町民は安心して暮らせません。そこに生活している人たちを第一に考え、人が住むためのまちづくりをすべきです。町の活性化は、人が住み続けることです。

そのためには、早めの対策を取らなければなりません。現在の状況はどのようになっているのか。そこで、生活道路に緊急車両が通れない道路の改良の進捗状況と対策を尋ねます。この後の質問につきましては、自席からとさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（立山秀喜君） 9番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 9番境田敏高議員の「生理の貧困への対応について」コロナ禍で「生理の貧困」が注目されているが、わが町の現状と対策を尋ねる。」についてお答えいたします。

南関町の現状としましては、町社会福祉協議会が熊本県社会福祉協議会の委託を受けて、自立相談支援事業を行っており、その中で、生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、必要なサービスの提供に繋がっているところです。内容としては、食糧支援が主ではありますが、5年ほど前から生理用品を支給した実績もあるということで、調達元としましては、住民の方からの寄附によるもので、現在の在庫は、約20バックという報告を受けております。町独自としては、生理の貧困に特化した取り組みは、現在のところ行っておりませんが、熊本県ひとり親家庭福祉協議会が今年の3月から4月にかけて県内のひとり親家庭会員を対象に生理用品を配布されており、南関町においても対象会員の方に配付があったことを確認しております。

次に、「生活道路について」緊急車両が通れない道路の改良の進捗状況と対策を尋ねる。についてお答えいたします。

町では、令和4年3月末現在で、296路線、実総延長213kmの道路を管理しております。その内、自動車交通不能区間（幅員2.5m未満）を持っている路線が84路線、延べで13kmであり、部分的に拡幅改良を行った路線は、3路線ありますが、新たに町道と認定した路線で自動車交通不能区間と分類された区間もあり、平成27年3月の時点とほとんど変わりありません。現在、改良工事を行っている路線は、政策道路や新設区間・付替区間、車1台は通るが見通しが悪く離合が困難な箇所を優先し、継続的に進めていますので、84路線の解消には至っていないのが実情であります。

緊急車両につきましては、救急車の幅が1.89m、消防車の幅が2.26mありますので、安全に走行するには、幅員3.0m以上の確保が必要です。これまでには、東豊永地区や肥猪地区からの拡幅要望が上がっておりますが、以前から集落として栄えていたところで、狭い道路の両側に家が建ち並び、拡幅する用地の確保が困難であることから、まずは離合待機場所の確保をお願いしているところであります。このような地区は、町内の至るところで見受けられますので、地域の皆さまのご協力が不可欠であると思います。例としては、細永地区では、地形的な問題で多大な用地の確保や工事に困難を期す箇所があり、側溝等の整備を行い舗装改修と併せて対応させていただきたいと調整をしたところであります。また、久重南地区では、農地の圃場整備と併せて町道と町河川の整備を計画されており、この取り組みがこれからのモデルになってくることを期待しておりますし、関東地区でも同じように農地の圃場整備と併せて取り組めないかと地元関係者の方々へご相談をしているところであります。

以上、お答えいたしました、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については、担当課長よりお答えします。「生理の貧困」への対応につきましては教育長からもお答えいたします。

○**教育長（谷口慶志郎君）** 9番境田敏高議員の「生理の貧困」への対応についてのご質問の、学校関係の対応についてお答えします。

先程の1番福山美佳議員のご質問に答弁しましたように、昨年8月に新日本婦人の会熊本県本部から「生理用品の無償配布とトイレ常備を求める」趣旨の要請書が届き、この対応については、町の校長会や養護部会、教育委員会で検討をしまして、現在、町の小・中学校のトイレには、生理用品の設置はせず、子供たちには保健室に来て、養護教諭と直接話をしてもらうようにしているところです。こういう取組は小規模校だからこそできることで、養護教諭との人間関係も深まる中で、個別的なアドバイス等も継続して受けることができるなどメリットも大きいと考えています。昨年度、保健室での配付は、どの学校も年間数名の対応ですが、もうしばらくは現状の対応で、見守っていきたいと考えていますのでご理解をよろしくお願いします。

以上、お答えいたしました、この後のご質問は自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、課長がお答えします。

○**議長（立山秀喜君）** 9番議員。

○**9番議員（境田敏高君）** では、再質問に移ります。冒頭でも言いましたが、長引くコロナ禍で私たちの生活は大きく変わりました。新型コロナ感染症の拡大は、男女で異なる影響も出て

おります。先ほど言いましたけど、女性に至りましては、深刻な影響は明らかになっております。中でもですね、若い女性がコロナ禍で、深刻化した可能性があるとしてですね、国は支援を進める方針です。そこでですね、この生理の貧困に特化してですね、町独自の取組は行ってないとの答弁でしたが、私も調査しましたけど、県内の現状と取組では熊本市教育委員会ですね、私立学校139校の女子トイレに、4月から生理用品を準備することは明らかにしております。この市立のですね小学校92校、中学校42校、高校2校、特別支援学校2校、専門学校1校にですね。購入費を配分してですね、学校ごとに買い入れ、女子トイレや手洗い場に置く取組が進んでおります。これまで保健室で配布されておりましたが、対面を望まないですね、児童生徒のニーズに応えるためですね、女子トイレに備え、児童生徒が安心してですね、学校生活が送れるようにしたいとの思いです。また、国内最大級のですね、高校生のビジネスプランコンテスト、これはキャリア甲子園2021年にですね、熊本市内の真和高校の女子4人のチームがですね、経済的な理由で生理用品を買えない「生理の貧困」の解決に向けですね、生命保険会社の新サービスを提案して県内でも初めて優勝されております。この学校では、この4人の熱意を受けて学校のトイレに生理用品を置く予定となっております。また長洲町では、トイレに置かれているカードを見せるとですね、無料で生理用品を受け取るという取組が行われております。この生理の貧困に関してのですね、取組についてですね。どう思われるのか、また見解を伺いたいんですけど。よろしくお願いします。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（田代由紀君） 南関町ではまだ生理の貧困に対しての取組は行っていないと

町長の答弁がございましたが、福祉課においてもまだ、そういった具体的な取組はまだ考えておりませんで、社会福祉協議会のほうでその自立支援事業を行っている中で、過去に5年前ぐらいからそういった相談の中でですね、家族の中に女性がいたり若い女の子がいたりした場合には生理用品を配ったという経緯があったということを伺いました。これからですね、そういった相談の中で、引き出して、生理用品もですね、困っているというような状況をそういった声が出るようなことがあればですね、また取組も考えていかなければいけないと、考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 上天草ではですね、今年の4月20日ですけど第一生命保険会社、熊本支社ではですね、市ひとり親家庭の会員に生理用品や大人用紙おむつなどが送られております。金額的には12万相当です。生理の貧困、子どもの貧困対策ですね、この問題は社会貢献活動の一環として行われております。我が町ではですね、先ほど熊本県ひとり親家庭、社会福祉協議会ですかね、そっちから配布されたのことはありますが、また町社協でも5年前ですかね、ほどから、住民さんからの寄附で支援をしたとのことですが、最近ですね、この生理の貧困に関して、企業、団体などの支援なんか行われておりますか。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（田代由紀君） はい、企業からの寄附等は、まだそういった声も上がっておりません。以上です。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） やはりですね、民間業者と協定を提携の取組、またこういうのはですね、やっぱ町独自の取組の一つとしてですね、私は取り組むべきだと思います。

先月ですね、新しい女性支援法が成立しました。女性の福祉の増進と、人としてですね、女性としての尊厳の尊重、また、これはですね、民間団体をですね、中心とした支援の徹底、自治体は無論ですね支援に取り組む責務があります。施行は2年後ですが、ここで大事なのはですね、やはりこの新法はですね、民間団体を中心にした支援の徹底ですから、今からですね、民間団体のですね、掘り起こして早めに進めてください。この生理の貧困問題ですね、やはり経済的な困窮だけではなくですね、ネグレクト傾向のある家でですね、生理用品を手に入れることがですね難しい子ども、また、父子家庭ではですね、父親にも言いにくい子どもたちもいるはずで。経済面に加え心のケアの問題も深刻化しております。学校でのこの問題にはどのような取組をされておりますか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。今議員のほうからネグレクトとか家庭的に厳しい父子家庭とかの対応ということでしたけど、一応、学校教育のほうではですね町内の福祉課あたりと連携をしながら、ネグレクト対象の子どもさんとか、経済的に厳しい対象の子どもさんあたりの現状の把握というのはやっております。で、部分が見えてる子どもさんに対しては、学校のほうから、担任の先生、あるいは養護教諭等からですね、積極的に寄り添うといえますか、そういう取組を通しながら困ってる状況とか、あるいは、新たな支援とか、そういう部分が必要であればもう子どものほうからまずは聞き取りをする。そういう部分を踏まえながら、親御さんのほうに状況を説明しながら、そういう部分を理解していただきながら子どもへの対応を充実していただくといえますか、基本的なそういう対応で、今、やっているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 昨年12月ですね、議会で不登校になる問題をちょっと質問しましたけど、この時ですね、いろいろ相談した人、相談件数ですね、家族も半分っていうんですけど、あと誰にも相談しなかった人が4割、そこで問題なのはですね、これ先生やカウンセラー、いろいろな相談相手があると思いますけど、ほとんどなんか1割しかなかですよ、物すごい少ないです。相談体制で必要性を求めています。先ほど言いました相談体制があってもですね、やっぱしにくいし、しない問題があります。生理の貧困に対してもですね、やっぱり相談をしにくい、なかなか言いにくいんじゃないかと思うとですね。そこで先ほど、教育長がですね、生理用品に配布はどの学校も年間数名の対応のことと、答弁されましたけど、この生理に関すること私もですね、なかなか言えなくて、いわゆる何なんといえます相談体制がもう少し充実するようにすべきだと思いますけど、この件に関してですね、どのように思われていますか。お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 学校での配布がとても少ない状況現実がそういう状況にありますので、恐らく今指摘されてましたように、困ってる子どもたちもいるんじゃないかなという思いでございます。そういう中で先ほど福山議員のほうからは小国町の取組といえますか、相

話しやすいような体制づくりの工夫という点ですね、まだまだ学校も努力する場面があるのかなと思っておりますのでですね、そういう成功事例といいますか、そういう部分は積極的に取り入れながら、現状の改善につなげていけたらな、そんな思いであります。

○議長（立山秀喜君） 9 番議員。

○9 番議員（境田敏高君） 生理用品を提供する際ですね、やはり社協や教育委員会と連帯してですね、困り事や悩み事がないか声かけを実施している自治体もあります。こういう声をかけてですね、それをきっかけにですね、仕事や家庭のことで悩んでいることがわかったと言われておりました。やっぱり学校でもですね、先ほど要望ですか、その対応が述べられましたけど、やはりですね、困窮した家庭ほどですね、相談をしにくい傾向があります。いろんな取組を設けてですね、少しでもこう悩みを解消していくためにもですね。社協、教育委員会、民間団体ともにですね。特に取り合ってですね、取り組んで行くべきだと思いますけど、いかがですか。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 今御指摘がありましたように関係機関といいますか、社協あたりともしっかり打合せ等しながらですね、できる取組を模索していくといいますか、そういう姿勢で臨んでいきたいというふうに思います。

○議長（立山秀喜君） 9 番議員。

○9 番議員（境田敏高君） 困窮した家庭ほどですね、何度も言いますが、相談しにくい傾向があります。そのことも心がけてですね、取り組むべきです。生理の貧困問題をですね、やはり個人の問題でなく社会全体ですね、重要な問題として取り組むべきです。国の調査報告で生理用品に関する公的支援が居住地域で行われております。無償提供の認知はですね、「生理用品の購入などに苦勞している、制度があるかわからない」のが50%です。何度も言いますが今コロナ禍においてですね、非正規雇用者の多くの女性が職を失い、経済的にも困窮されております。去年の令和3年7月20日時点で、この生理の貧困に係る地方公共団体の取組を実施している、または実施した、まだ検討していることを把握したのはですね、これは特別区も入れてですけど、1,780団体の約33%の581団体で、調達元としてですね、やはり防災備蓄が最も多くですね。次に予算処置、企業や住民からの寄附が多いです。この自治体でのですね備蓄品目についてですね、水とかアルファ米、ビスケット、粉ミルクなどが備蓄してるところが多いのですが、量的も質的にもですね、必要最小限の水準となっておりますが、この生理用品の取扱いについてですね、この備蓄物質がある中で、災害物質を活用してですね、必要としている人に生理用品の無償配布が行われております。我が町でもこの活用できるような規制などの整備は出来ないのですかね、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） はい。災害備蓄等という点で、総務課のほうから、お答えしますが、今の段階では、まだそこは検討しておりませんが、当然その辺も、長期の避難あたりになってくれば必要になってくるとおられますので、今後検討が必要になってくるとお思います。

○議長（立山秀喜君） 9 番議員。

○9 番議員（境田敏高君） それもそうですけどやはりですね、子ども用のオムツ、大人用のオム

ツも備蓄品として揃えるべきです。新型コロナ感染拡大防止と共にですね、感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活を支援し地方創生を図るためですね、地方公共団体が地域の実情に応じてですね、きめ細かな必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されております。やっぱりこの交付金をですね、コロナ対応のための取組である限りですよ、原則、地方公共団体が自由に使うことが出来ます。他にもですね、何か3回ぐらいが上がってましたけど、いろいろ税が使われております。我が町でこの臨時交付金ですね、この生理の貧困支援としての取組は出来ないのですかお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） コロナの臨時交付金につきましては、コロナで結局影響を受けて、そして経済関係、そういったいろんなところで、令和2年から始まっているところですけども、それで影響を受けたことに対するところの支援ということになりますので、先ほど総務課長が言いました、避難災害関係、それもコロナの対策というのも当然あると思います。コロナ対策をしながらの避難ということもありますので、そういった備品の購入とかそういったところは対象になるかと思えます。そのほかにも対象になるっていうのもあるかとその辺りは、いろんな、こういったのはどうだろうかという、案件をいただきながら、今後またこれらの交付金がありますよ、というようなことがあれば、そこに考えていきたいと思えます。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 一部自治体でですね、無料配布などの支援が行われておりますが、やはり先ほども言いました、入手にですね、苦労した経験がある人の半数がですね、把握していないと言われております。またしていてもですね、申し出るのが恥ずかしい、対面での受け取りだから、人目が気になるから、などの理由で利用していない人もおられます。また男性がいるとですね、もらいにくいと、男性のところに行きたくないとも聞きます。特に若い女性のほうが多いようです。先ほどですね、長洲町の取組を言いましたが、これトイレに置かれてるカードを見せるとですね、無料で生理用品を配付されます。意思表示のカードを提示。指さすことでですね、声を出さなくても生理用品を受け取るように配慮されております。町民の方々、特に若い女性の方がですね、安心して過ごせるように配慮が必要と思いますが、このような対策も町もとるべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（田代由紀君） 近隣の市町村の状況でよろしいでしょうか。

○9番議員（境田敏高君） トイレにカードを置いてあるとですよ。それを持って行って、こうかざすと黙って配付されるんですよ。そういう取組についてどう思われますか、ということ、また町でも考えてないですか、ということを質問しております。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（田代由紀君） はい。長洲町の取組は大変、有効な利用だと考えております。

なかなかその言葉で、窓口で相談しにくいような方の場合、そういったカードを提示することによって、すぐ困ってることがわかりますので、そういったのは長洲町のような、そう

いった取組をされてる場合は、参考にさせていただきたいとは考えております。

○議長（立山秀喜君） 9 番議員。

○9 番議員（境田敏高君） 進めるようにしてください。それと今長洲町の件言いましたけど、この近辺ですよ、こういう取組をしてるところは、何か御存じですかね、把握されておりますか。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（田代由紀君） はい。昨日、荒尾市と玉名市と玉東町と和水町に問合せをさせていただきました。荒尾市においては、昨年 11 月から、避難所備蓄品を活用して、女性のための心の相談室、心ほっとルームにて、生理用品の配布をきっかけに、相談の受付も実施されているそうです。実績としましては現在までに 3 件あったということです。直接話しかけにくい場合にもカードの提示で対応ができるということです。配付期間といたしましては、生理用品がなくなり次第終了するということでした。次に玉名市におきましては、令和 4 年度において 8 万円を予算化されておりまして、困窮者支援、フードバンクにおいて、貧困就労に関する相談窓口を設置されているそうです。現時点での周知や、相談実績は、今のところないということです。次に、玉東町ですが、住民の方からの寄附の申出があったそうですが、受皿のほうがちよっとまだ見当たらないということで、まだその活用の方法は決まっていないということでした。最後に和水町につきましては、南関町と同様で、取組のほうはまだ行っていないというお答えでした。近隣の情報は、以上になります。

○議長（立山秀喜君） 9 番議員。

○9 番議員（境田敏高君） 生理用品も物すごく聞けばですね、少ないですけど本当にやっぱこう心から言えないような問題が出ているのかですね。少ないから考える、取組が先に進めば私はいいんじゃないかと思って質問いたしました。そのとこよく考えてですね、取組を検討してください。このコロナ禍でですね、経済的に困窮される人が急増するこの背景です、生理の貧困の問題が浮き上がってきました。またコロナ禍以前からですね、子どもの貧困も問題化しております。そこで、学校におけるですね、人権の配慮としてですね、また安心して学校生活できるように、小中学校の女子トイレに私も福山議員も言いましたが、生理用品を常備すべきと思いますが、教育長は様子を見てみたいというような御答弁だったんですけど、今ですねコロナ禍で子どもたちも、孤独化が叫ばれております。子どもも心を開かない、また苦手な先生もおります。

対面を望まない児童生徒もいるはずで、そこで教育長、学校でもカードを見せただけですね、無料でもらえるような、生理用品がもらえるカードの設置は、考えておられませんか。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 現在のところそう言った取組みはございません。ぜひそういう取組も効果的っていうことであればですね、学校のほうに情報提供しながら、検討していきたいと思えます。

○議長（立山秀喜君） 9 番議員。

○9 番議員（境田敏高君） 何度もこう言いますがですね、本当の声は上がりにくかと思うとですよ。ですから先にですね、いいところはもう、まねしてですね、進めてください。もう女

子高校生もですね、声を上げて大に上げてですね、この生理の貧困にして対策も言っておりますので、子どもをですね、安心してやっぱ学校生活できるように進めてください。

それでは最後の生活道路についての再質問に移ります。冒頭で言いましたが、救急車両が入れない箇所の問題はですね。2回ほど質問しておりますが、最初ですね、平成24年の質問に対して、有明消防南関分署で、救急車両が入れない箇所は生活道路でおおよそ166箇所と言われました。また有明消防署分署からいただいた資料でですね、町のほうでも、これを保管していきたいと、当時の総務課長の答弁でしたが、引継ぎなんかはこれはまたずっともらってられないですかね、ちょっとお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） すいません。そこまでの詳細な引継ぎは、受けておりません。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 前の総務課長がですね、そういう答弁やったもので、資料も当然、もらっておりますが、引継ぎを行っているのかと思って、質問いたしました。今先ほど町長が言われましたけど、生活道路に緊急車両が入れない通れない場所は、今年の3月時点ですね84路線ですかね。延べで13キロと言われましたけど、私が2回目質問しました平成27年とほとんど変わらないとの答弁でしたが、問題としてですね、やっぱり地形的な問題があると。そのため進まないようですが、行政区ではどの地区が一番多く見られますか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。町内ではですね、まず、関町地区につきましては上町の旧商店街付近ですね、それから関下におきましては、やはり八重丸と津留区が大変狭く、上り坂も急でございました。それから、東豊永地区におきましては、坂の上の集落と桑水の集落でございます。それから肥猪地区におきましては、東屋敷や、それから西屋敷と昔ながらの集落で栄えたところがございます。それから長山西においては山口地区が奥のほうに行って大変御苦労されてると感じております。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 大方の件数なんか把握はされとらんですよね。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい、申し訳ありません。件数までは把握しておりません。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 通行できるようにですね、地域の協力は先ほど不可欠と言われましたが、ちょうど拡幅に関してですね、もう土地の無償ですかね、提供して広くしてもいいですよというそういう要望は受けておられませんか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 最近はですね、大変うれしいことに寄附をしたいというところの地区もございまして、少しずつは町がなかなか動かないということを逆に理解していただきまして、寄附をするから、何とかしてくれんかというお話が数件ほど上がっております。そこにつきましてはうちの維持のほうで、少しずつ取組をさせていただいてるところでございます。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 相談されて、今のようなことを言われたもんですからね、やっぱりそういうところは、本当にこうしてもらいたかったですよね、自分の土地をやっても広くしてですね、そういうところ早めに着手してください。狭い、また入れにくい区間全てですね出来ない場合は私は、建設課長も同じだと思いますけど、その区間の一部でもですね、拡張できるようにすれば私はいいと思います。町長も同じことを言われましたが、離合場所の設置、またUターンなどの対応ですよ、調査をどのように進めておられますか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 調査につきましては道路の維持っていうことで見回りをしております。そのときに狭い地区にはわざと入り込みながら、適当な場所はどうだろうかということでもこちらでも、チェックをして参って来ておるところでございます。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 昨年度からですね、これは南関町過疎地域持続的発展計画が上がっております。期間は令和7年までとなっておりますが、この中にですね、やはり町道や集落内道路については狭い箇所もありですね、防火防災、緊急面で対策が必要となっていると謳ってある以上ですね、早めの対応、早めの対策をとるべきです。本年度の施政方針で、やっぱり町長はですね、職員一人一人が地域住民の意見や要望を理解し対応できるよう育成に努めるとも述べられております。やはり大事なことはですね、現場に行ってですね、耳を傾けることだと思います。緊急車両が通れない地区にはですね、高齢者の方が多く、急病になったら心配されてるのは、南関町にですね、高齢化率は今年の3月時点で40.4%、3,702名がおられます。先ほど言いました高齢者の方々の搬送も非常に多いと聞いております。特に南関町はですね、専門病院までが遠いです。早く着くためにはですね、何といたってもやっぱり道路の改良です。中には先ほど言いました厳しいところもあると思いますが、できるならばですね、せめてストレッチャーですかね、これがスムーズにいくような対策をとるべきです。そうすればですね、住民の方も安心されると思います。生活道路整備についてですね、それから最初質問しました当時の町長はですね、都市計画の指定を考えておりますと。時期にも来てるんじゃないかと思います。これは長いスパンになると思いますが、将来的にですね、都市計画の適用ができるような町にしてですね。以前、整然とした町づくりができるんじゃないかと思っています、と答弁されてます。この都市計画についての引継ぎは認識されてると思いますけど、町長どのようにお考えですか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 当時の町長が、都市計画の指定を考えているという、そういった答弁をされておまして、現在、引継ぎが出来てるか私がどう考えているかということだと思いますけれども、都市計画の指定につきましては計画的に都市整備を進めることを目的としていますので、道路や橋などのインフラ整備が進みやすく生活しやすい環境を整えるには最善の方法であると考えております。しかし、都市計画区域に指定された地域では、新たな義務が発生することも考えなければなりません。まず、前面道路が4メートル未満の場合には、道路中心線から2メートル後退線を道路境界とすることになります。そういうことは、道路の反対側が川や崖などの場合は、道路の反対側から、4メートルの線が境界線として扱われます

ので、境界の町並みにかけてしまいますと、塀の撤去や交代にかかる費用は、交代が義務ですので、地権者の負担となります。また住宅新築や改築に際し、様々な建築条件が発生しますので、その条件をクリアするには、手続経費、あるいは建築コストも上がってくるようになります。そして都市計画特有の、都市計画税の支払いもそういった義務が発生しますとともに、良好な土地と建物になったわけで逆に資産価値が上がり、固定資産税も高くなるということも想定されます。

このようなことから行政としては、非常にありがたい事業を進めるにメリットがありますけれども、都市計画区域に指定された地域の皆様にとりましては、大変大きな問題になるんじゃないかなと思っております。そのことを考えますと、なかなか取り組めない現状でありますけれども、将来にわたってこの町をどうするのかという、そういった都市計画が、地域ごとに必要なところがあるとするならば、検討していくところは残ってるかなと思っております。

○議長（立山秀喜君） 9 番議員。

○9 番議員（境田敏高君） 計画に準ずるようなですね、まちづくりをしていただければと思います。最近はですね、空き家が増えておりますが、住みにくいその一つがですね、やっぱり狭い道路問題です。この解消にですね、空き家対策にも有効ですから、まちづくりの一環としてですね、やはり取り組むべきです。

まとめに入ります。コロナ禍におけるですね、生理の貧困につきましては、先ほど言いました、個人の問題ではなくですね、社会全体の重要な問題として取り組むべきです。今回の問題を共有することですね、大人、また生徒間の認識も深まり、お互いを思いやる心が生まれると思います。また小学校から始まる性教育もですね、男は男らしく、女性はおひとやかになどと偏見を持たないようにですね、また男女分けることなくですね、一緒に行えるようになるきっかけになればいいと思います。この生理の貧困につきましてはですね、冒頭で言いましたが、今まではタブーと言いませんが、公に語りたくない、恥ずかしいなどと言にくいものでした。ここで敢えてわたくし男性が声を上げることでジェンダー平等、男女平等参画が今以上に進み、支援体制がしっかりとですね、整えることを求めて質問しました。生活道路もですね、整備は確かにされてるところがありますが、中には危ない箇所があります。道路の整備ですね、これは子ども含めて命を守るための公共工事として取り組むべきです。やはりですね私はいつも言いますが、行政があつて地域があるのではなくですね、地域があつての行政があるので、そこで生活している人たちを第一に考えですね。人が住むためのまちづくりをすべきです。地域の主人公はですねやっぱり、地域住民です。今、第3期住んでよかったプロジェクトが推進事業で、定住対策、住宅取得などの18の事業に取り組まれています。我が町ですね、南関町インターチェンジがあり、交通アクセスはいいのですが、一步集落にいればですね、狭い道が見受けられ、緊急車両が行ってくれないためにですね、時間を要するようでは、定住に不安を抱きます。道路が狭い問題はですね、若い人たちの将来の人生設計まで影響を与えます。町の活性化は、人がやはり住み続けることです。ここでまちづくり課と共にですね、手を取り合つてですね、安心して住めるように、暮らせるように対応すべきです。これで私の一般質問を終わります。

○議長（立山秀喜君） 以上で、９番議員の一般質問を終了しました。

これで本日の日程は全て終了しました。明日８日は午前１０時に本会議、本会議場に御参集ください。

これにて散会します。起立。礼。お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後２時５５分